

西郷村第9次高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年8月改訂版

目次

第1章 計画策定の概要..... 1

1. 計画策定の背景..... 1
2. 計画の法令等の根拠と位置付け..... 2
 - (1) 計画の性格..... 2
 - (2) 法令の根拠..... 2
 - (3) 他計画との関係..... 3
 - (4) 計画の内容..... 3
3. 計画の期間..... 4
4. 日常生活圏域の設定..... 4
5. 計画策定の体制..... 4
 - (1) 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の設置..... 4
 - (2) 高齢者・事業所アンケート調査等の実施..... 5
 - (3) パブリックコメントの実施..... 5

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計..... 6

1. 統計データからみる高齢者の状況..... 6
 - (1) 人口の推移..... 6
 - (2) 高齢者の構造..... 6
 - (3) 高齢者世帯数の推移..... 7
 - (4) 要介護・要支援認定者等の推移..... 8
2. 実態調査結果..... 10
 - (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査..... 10
 - (2) 在宅介護実態調査..... 14
 - (3) 高齢者を取り巻く地域の課題..... 16
3. 事業所調査結果..... 17
 - (1) 在宅生活改善調査..... 18
 - (2) 居所変更実態調査..... 19
 - (3) 介護人材実態調査（施設系）..... 19
 - (4) 介護人材実態調査（訪問系）..... 20
4. 介護保険事業等の動向..... 21
 - (1) 介護費用額の推移..... 21
 - (2) 計画値に対する実績の検証..... 22
5. 将来推計..... 23
 - (1) 人口、高齢者数の見通し..... 23
 - (2) 認定者数の推計..... 24

第3章 計画の理念..... 25

1. 基本理念..... 25
2. 日常生活圏域..... 25
3. 計画の基本目標..... 26

4. 施策の体系.....	28
5. 重点施策.....	29
第4章 施策の展開.....	31
基本目標1 健康づくり・介護予防の推進.....	31
基本目標2 地域包括ケア体制の充実.....	41
基本目標3 高齢者福祉の充実.....	51
基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進.....	62
第5章 成年後見人制度利用促進計画.....	65
1. 計画策定の趣旨.....	65
2. 権利擁護事業の実施.....	65
第6章 介護保険事業の見込み.....	66
1. 第1号被保険者数・認定者数.....	66
(1) 住所地特例対象施設・適用除外施設について.....	66
(2) 被保険者数の見通し.....	66
(3) 要介護・要支援認定者等の推計.....	67
2. 第1号被保険者の介護保険料.....	68
(1) 第8期保険料.....	68
(2) 介護保険料の算出の手順.....	70
3. 保険料算出の詳細.....	71
(1) サービス別利用者数.....	71
(2) サービス別給付費.....	73
(3) 総給付費.....	75
(4) 標準給付見込額と地域支援事業費.....	75
(5) 財源構成.....	76
(6) 保険料収納必要額.....	77
4. 利用者負担の軽減.....	78
5. サービスの基盤整備.....	78
第7章 計画の推進に向けて.....	81
1. 計画の推進体制.....	81
(1) 庁内関係部署の連携.....	81
(2) 関係機関・団体との連携.....	81
2. 計画の進捗管理.....	82
資料編.....	83
1. 西郷村介護保険条例（抜粋）.....	83
2. 西郷村介護保険運営協議会規則.....	84
3. 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱.....	86
4. 策定の経緯.....	88

全 体 像

【基本的な考え方（令和3年度～5年度）】

第1章 計画策定の概要

計画策定の背景、計画の法令等の根拠と位置付け、計画の期間
日常生活圏域の設定、計画策定の体制

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

統計データからみる高齢者の状況、実態調査結果、事業所調査結果、介護保険事業等の動向、将来推計

第3章 計画の理念

基本理念、日常生活圏域、計画の基本目標、施策の体系、重点施策

第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進
基本目標2 地域包括ケア体制の充実
基本目標3 高齢者福祉の充実
基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進

第5章 成年後見人制度利用促進計画

計画策定の趣旨、権利擁護事業の実施

第6章 介護保険事業の見込み

第1号被保険者数・認定者数、第1号被保険者の介護保険料、保険料算出の詳細、利用者負担の軽減、サービスの基盤整備

第7章 計画の推進に向けて

計画の推進体制、計画の進捗管理

資料編

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

わが国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少は更に加速し、高齢化はますます進行することが想定されます。そうした中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）頃、生産年齢人口が大きく減少する一方で高齢者人口はピークを迎えることが見込まれており、とりわけ75歳以上の後期高齢者人口は、令和7年（2025年）頃まで急速に増加し、中でも特に介護需要が高まる85歳以上の人口については、令和22年（2040年）には1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、団塊の世代全体が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、介護需要等の急増に対応していくことが大きな課題となっています。

また、地域においては、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援・介護を必要とする高齢者が今後ますます増加するとともに、地域の高齢者・障がい者・子どもに関する、様々な地域の課題が重層化・複雑化していくものと考えられます。

本村では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成30年度～令和2年度（2018年度～2020年度）を計画期間とする『第8次西郷村高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。介護保険事業計画は3年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度等の改正や本村における高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

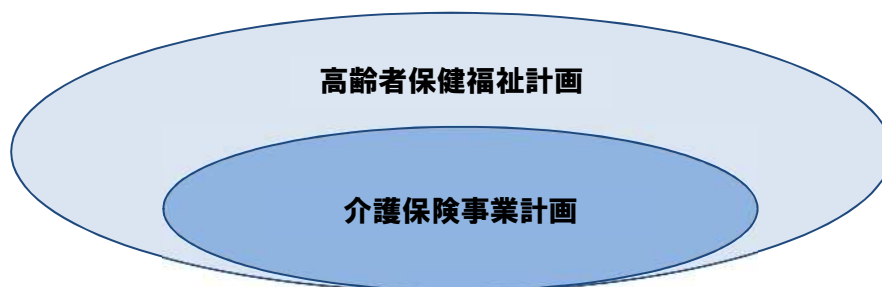
本村に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、2021年度～2023年度（令和3年度～令和5年度）を計画期間とする『第9次西郷村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定するものです。

なお、高齢者をはじめ、だれもが自分らしい生活を守るための制度としての成年後見制度の重要性が高まっていることを踏まえ、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、策定することとします。

2. 計画の法令等の根拠と位置付け

(1) 計画の性格

「高齢者保健福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本村の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に包含されます。



(2) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

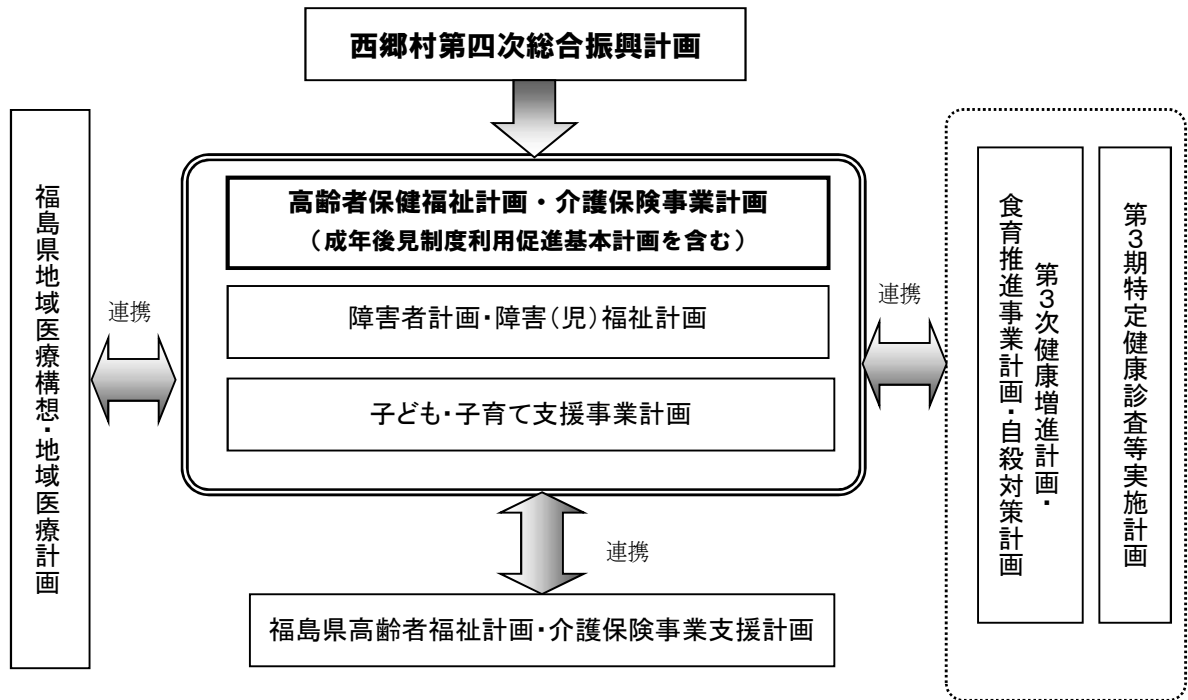
また本計画には、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」についても、包含する計画として策定します。

成年後見制度 利用促進法 第14条第1項	市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
-------------------------------------	--

(3) 他計画との関係

本計画は「西郷村第四次総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、本村における他の保健福祉関連計画や住宅、生涯学習などの関連分野における村の個別計画等と整合性のある計画として策定し、さらに県の地域医療構想や地域医療計画についても整合を図ります。



(4) 計画の内容

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画は、要支援者等を中心に介護予防の推進とともに、介護を必要とする方に対する適切なサービス提供に向けての基本方向や事業量、第1号被保険者の保険料などを定めています。

今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期となる2025年（令和7年）や、その先に訪れる団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040年問題」が高齢者や介護をめぐる懸念事項として挙げられています。第8期計画においてもこれらの背景を踏まえ、医療と介護との連携や新しい地域支援事業・総合事業の実施などを含めた地域包括ケア計画として位置付けます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2021年度～2023年度（令和3年度～令和5年度）までの3年間で、介護保険制度の下での第8期の計画となります。

計画の策定においては、これまで同様に団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（令和7年）を見据え、さらには「2040年問題」も含めた長期的視点を持ち、検討・策定をしています。

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
和暦	平成30	令和3/元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	22
第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画													
		見直し	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画			長期的視点（2040年を見据えて）							
				見直し	第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画								
								見直し	第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画				

4. 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

西郷村では、第6期計画から村内を北部・中部・南部に分け3圏域を設定しています。様々なサービス資源を結び付け、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。

5. 計画策定の体制

(1) 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の設置

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会は、村長が必要と認める者、識見を有する者、関係機関等に関する者等に委員を委嘱し、計画内容について協議しました。また、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会委員においては広く村民からの意見を計画に反映させるため、公募による委員も募集しました。

(2) 高齢者・事業所アンケート調査等の実施

本計画の策定に当たっては、65歳以上の高齢者等に対して介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅介護実態調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

また、介護施設運営事業者及び職員に対しても在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を行い、事業所が抱える問題・課題の抽出を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

村民の意見や要望を本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。（令和3年（2021年）1月26日から2月14日）

結果：1件

意見：公的施設整備計画について、いつ頃建設予定で公設なのか民営なのか。

回答：地域密着型特別養護老人ホームは基本的にサテライト型で、公募を行い民設民営を考
えております。地域密着型認知症共同生活においても公募による民設民営で、令和3
年度中に公募し令和5年度開設を目標としております。



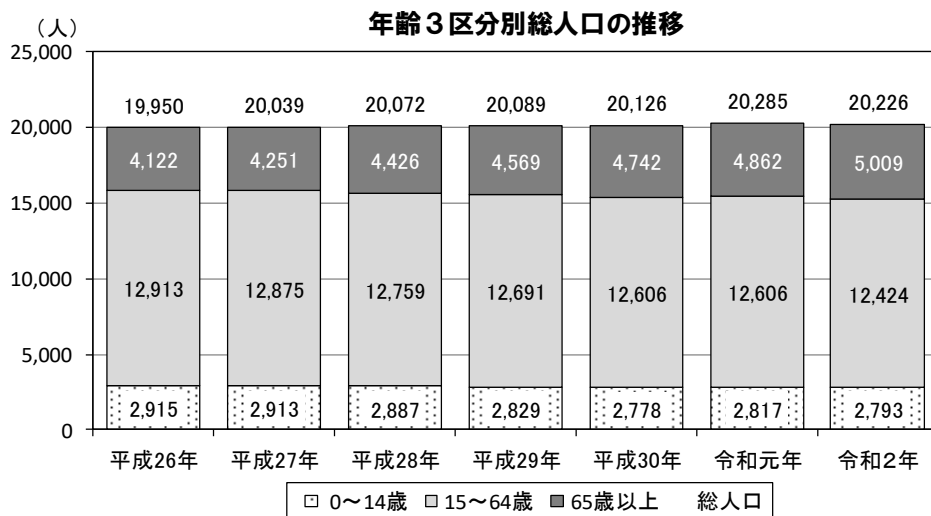
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1. 統計データからみる高齢者の状況

(1) 人口の推移

西郷村の総人口は緩やかな増加傾向が続いており、令和2年（2020年）時点で20,226人となっています。

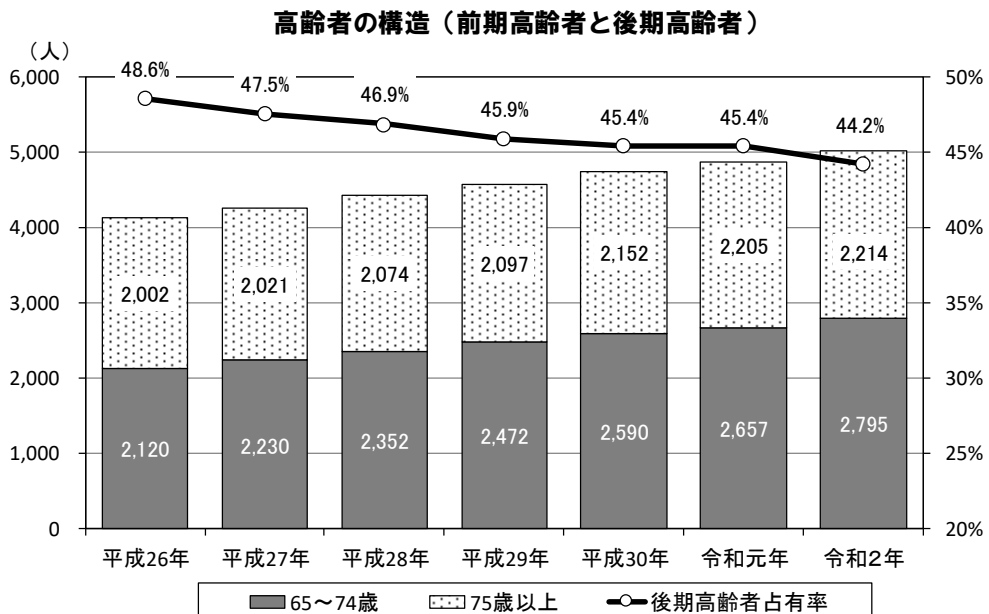
年齢構成別にみると、0～14歳が2,793人、15～64歳が12,424人、65歳以上の高齢者が5,009人で、高齢化率は24.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者の構造

介護需要に結び付きやすい75歳以上の後期高齢者人口は、平成26年（2014年）時点の2,002人から、令和2年（2020年）には2,214人へと約200人増加したものの、後期高齢者占有率は48.6%から44.2%へ減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢構成別人口と構成比

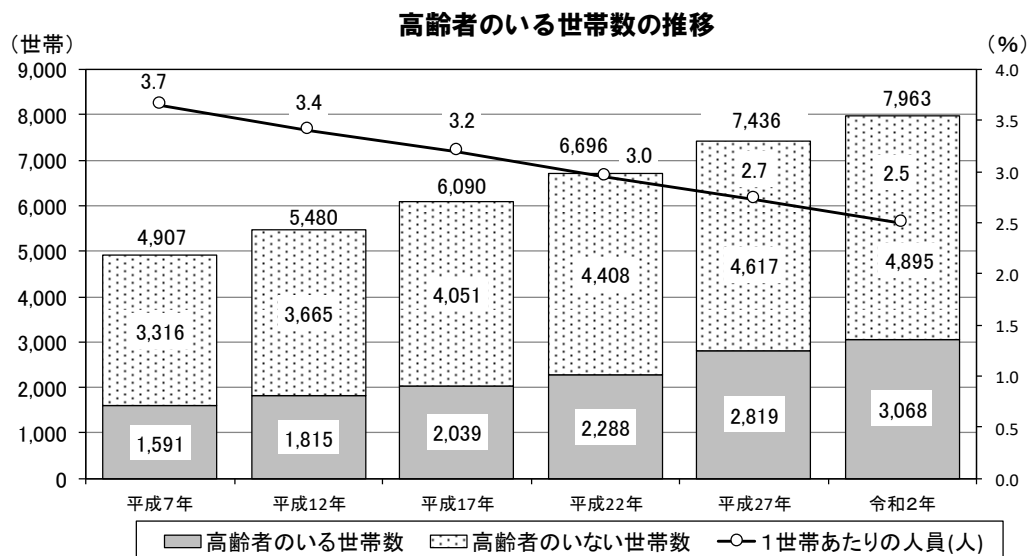
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数(人)	20,039	20,072	20,089	20,126	20,285	20,226
0～14歳	2,913	2,887	2,829	2,778	2,817	2,793
15～39歳	5,955	5,925	5,895	5,867	5,875	5,742
40～64歳	6,920	6,834	6,796	6,739	6,731	6,682
65歳以上	4,251	4,426	4,569	4,742	4,862	5,009
65～74歳	2,230	2,352	2,472	2,590	2,657	2,795
65～69歳	1,349	1,517	1,508	1,531	1,503	1,522
70～74歳	881	835	964	1,059	1,154	1,273
75歳以上	2,021	2,074	2,097	2,152	2,205	2,214
75～79歳	732	748	753	779	815	806
80～84歳	610	619	628	627	621	629
85～89歳	430	455	451	474	480	468
90歳以上	249	252	265	272	289	311
総数(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	14.5%	14.4%	14.1%	13.8%	13.9%	13.8%
15～39歳	29.7%	29.5%	29.3%	29.2%	29.0%	28.4%
40～64歳	34.5%	34.0%	33.8%	33.5%	33.2%	33.0%
65歳以上	21.2%	22.1%	22.7%	23.6%	24.0%	24.8%
65～74歳	11.1%	11.7%	12.3%	12.9%	13.1%	13.8%
65～69歳	6.7%	7.6%	7.5%	7.6%	7.4%	7.5%
70～74歳	4.4%	4.2%	4.8%	5.3%	5.7%	6.3%
75歳以上	10.1%	10.3%	10.4%	10.7%	10.9%	10.9%
75～79歳	3.7%	3.7%	3.7%	3.9%	4.0%	4.0%
80～84歳	3.0%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%
85～89歳	2.1%	2.3%	2.2%	2.4%	2.4%	2.3%
90歳以上	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(3) 高齢者世帯数の推移

世帯数については増加傾向で推移しており、令和2年(2020年)には7,963世帯となっています。

高齢者のいる世帯数も増加傾向で推移し、令和2年(2020年)には3,068世帯で、総世帯に占める割合は38.5%となっています。



高齢者のいる世帯数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	17,920	18,642	19,494	19,767	20,322	20,226
総世帯数	4,907	5,480	6,090	6,696	7,436	7,963
高齢者のいる世帯数	1,591	1,815	2,039	2,288	2,819	3,068
高齢者のいない世帯数	3,316	3,665	4,051	4,408	4,617	4,895
1世帯あたりの人員(人)	3.7	3.4	3.2	3.0	2.7	2.5

資料：平成7年(1995年)～平成27年(2015年)は国勢調査
令和2年(2020年)は住民基本台帳(10月1日現在)

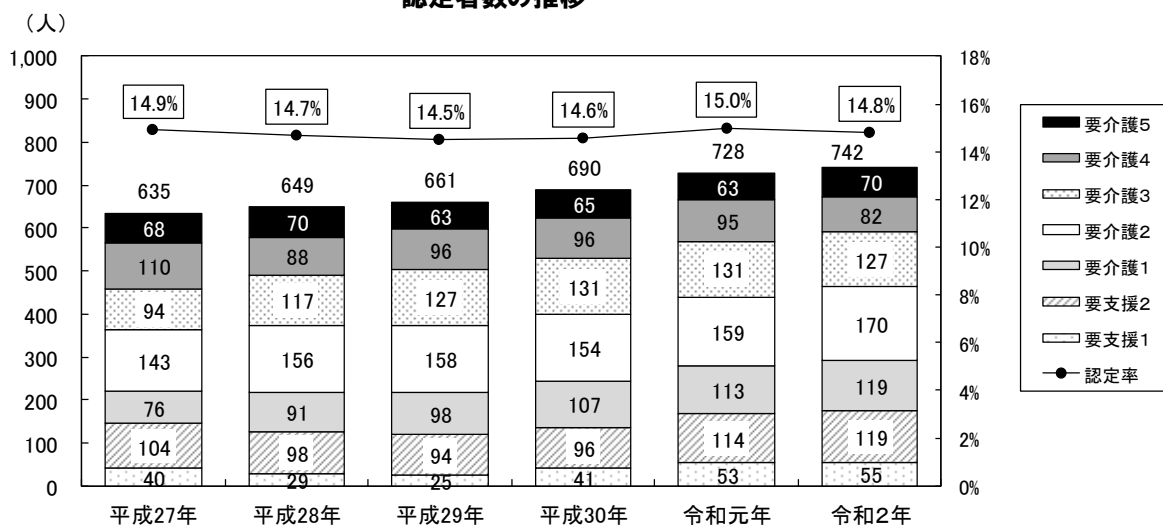
(4) 要介護・要支援認定者等の推移

要介護・要支援認定者数(以下「認定者数」という)は近年増加傾向で推移しています。令和2年(2020年)9月末日の時点では742人であり、平成27年(2015年)からの5年で107人増加しています。

認定率[※]は、横ばいで推移しており、令和2年(2020年)9月末日時点で14.8%となっています。

※認定率：村の1号被保険者数における認定者数の割合。

認定者数の推移

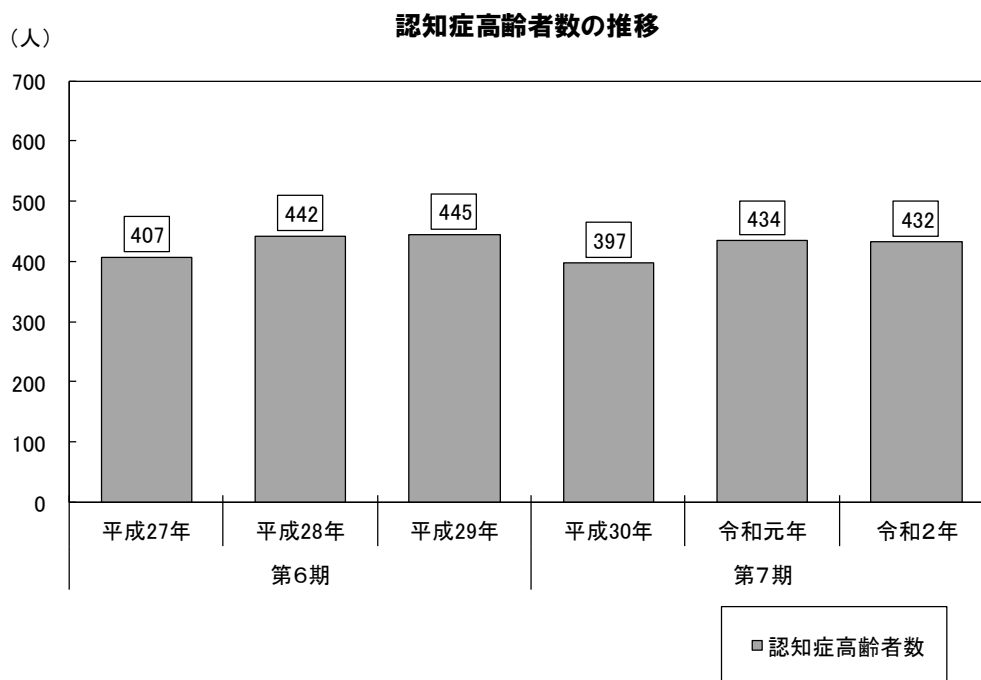


資料：介護保険事業状況報告月報(各年9月末日時点)

※認定者数は、第2号被保険者を含む

※認定率は、第2号被保険者を除く

本村の要介護認定者における認知症有病者数は横ばいで推移しており、令和2年（2020年）には432人になっています。



資料：村集計（各年10月1日現在）
 ※介護保険受給者台帳より認知症自立度Ⅱa以上の人を集計



2. 実態調査結果

本計画の策定に当たって、村民の意見・意向を十分に把握し、現在の高齢者を取り巻く状況や課題を明らかにするため、次のようなアンケート調査を実施しました。

◆調査の対象者と配布数

調査名	対象者	配布数	回答者数				回収率
			北 部	中 部	南 部	無記名	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	4,057件	2,379人				58.6%
			489人	792人	1083人	15人	
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	407件	207人				50.9%

◆抽出基準日：令和元年（2019年）12月1日

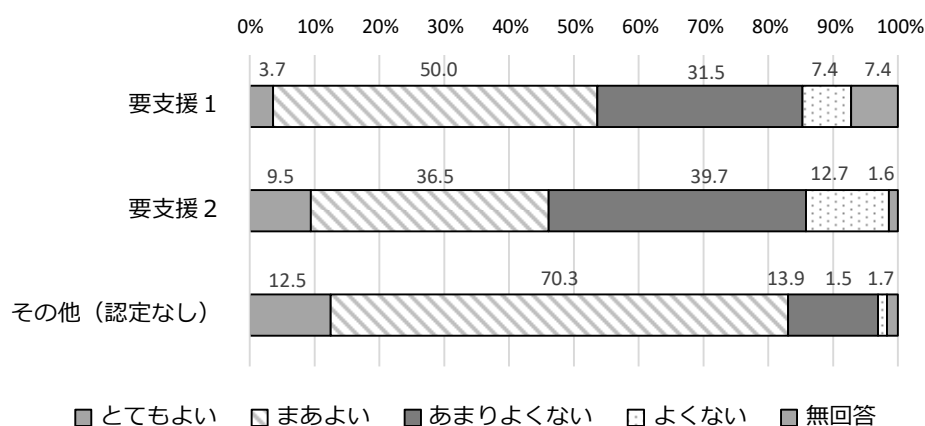
◆調査期間：令和元年（2019年）12月中旬～12月25日

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【高齢者の身体の状況と健康に関する意識】

- ・治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が43.9%で最も多く、次いで「目の病気」が18.1%、「糖尿病」が16.0%の順となっています。
- ・主観的健康感は、「とてもよい」「まあよい」を合わせた『健康である』について、“認定なしの方”が82.8%であるのに対し、“要支援1”は53.7%、“要支援2”は46.0%と低くなっています。主観的幸福感の平均も、要支援者に比べ、“認定なしの方”が高くなっています。

主観的健康感

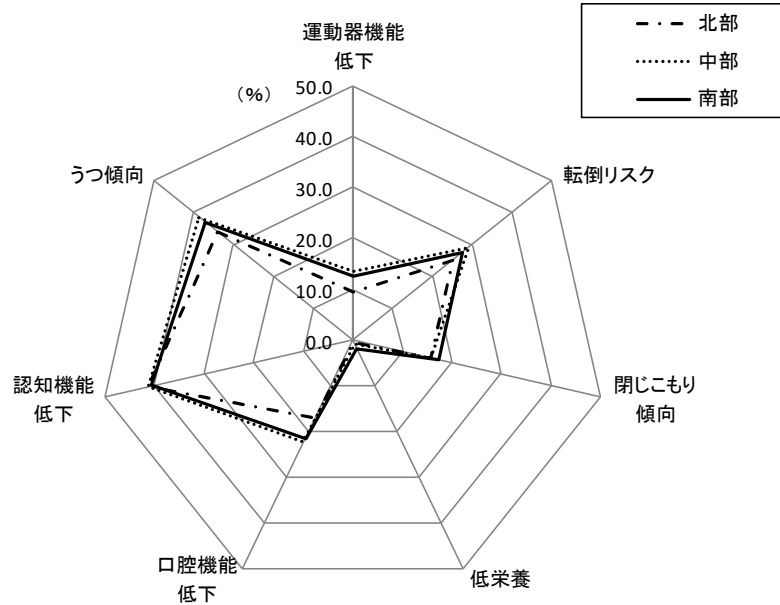


◇健康の維持・増進には具体的な取組が不可欠ですが、それ以上に、自分の健康状態を把握し、より健康になろうという意識を持つことが大切です。日ごろから自分の体調に気を配り、健康状態を意識することを心がけ、自分にとって必要な具体的な取組を把握することが重要です。健康づくりのための取組とともに、住民が必要とする健康維持に関する情報を適切に提供していきます。

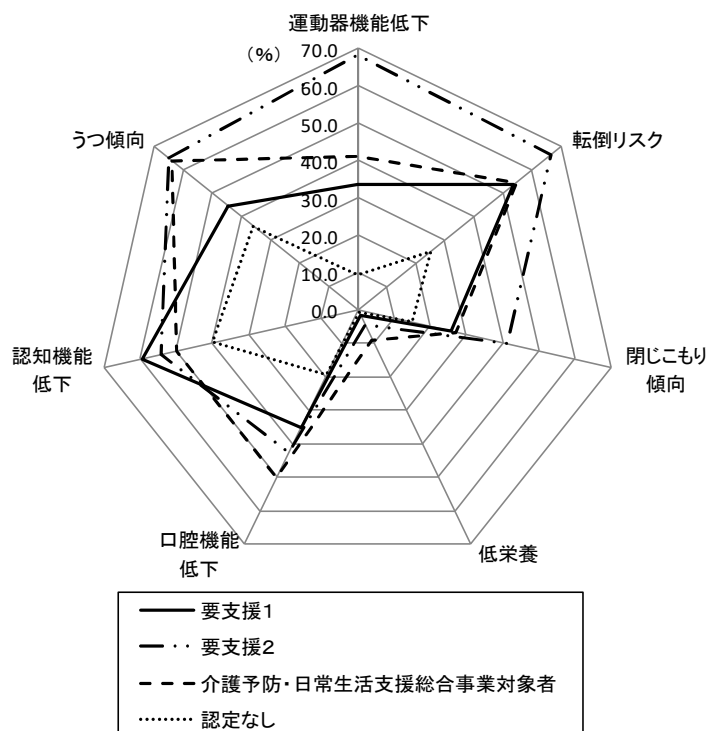
【生活機能について】

- ・生活機能の評価項目ごとの該当者（リスク者）の割合は、日常生活圏域別にみると、ほぼ同様の傾向となっていますが、“北部”で「運動機能低下」「うつ傾向」「口腔機能低下」が比較的低くなっています。
- ・要介護状態区分別にみると、認定の有無で割合が異なります。特に“要支援2”は「運動器機能低下」や「閉じこもり傾向」「転倒リスク」「うつ傾向」が大きくなっています。

日常生活圏域別にみたリスク者の割合



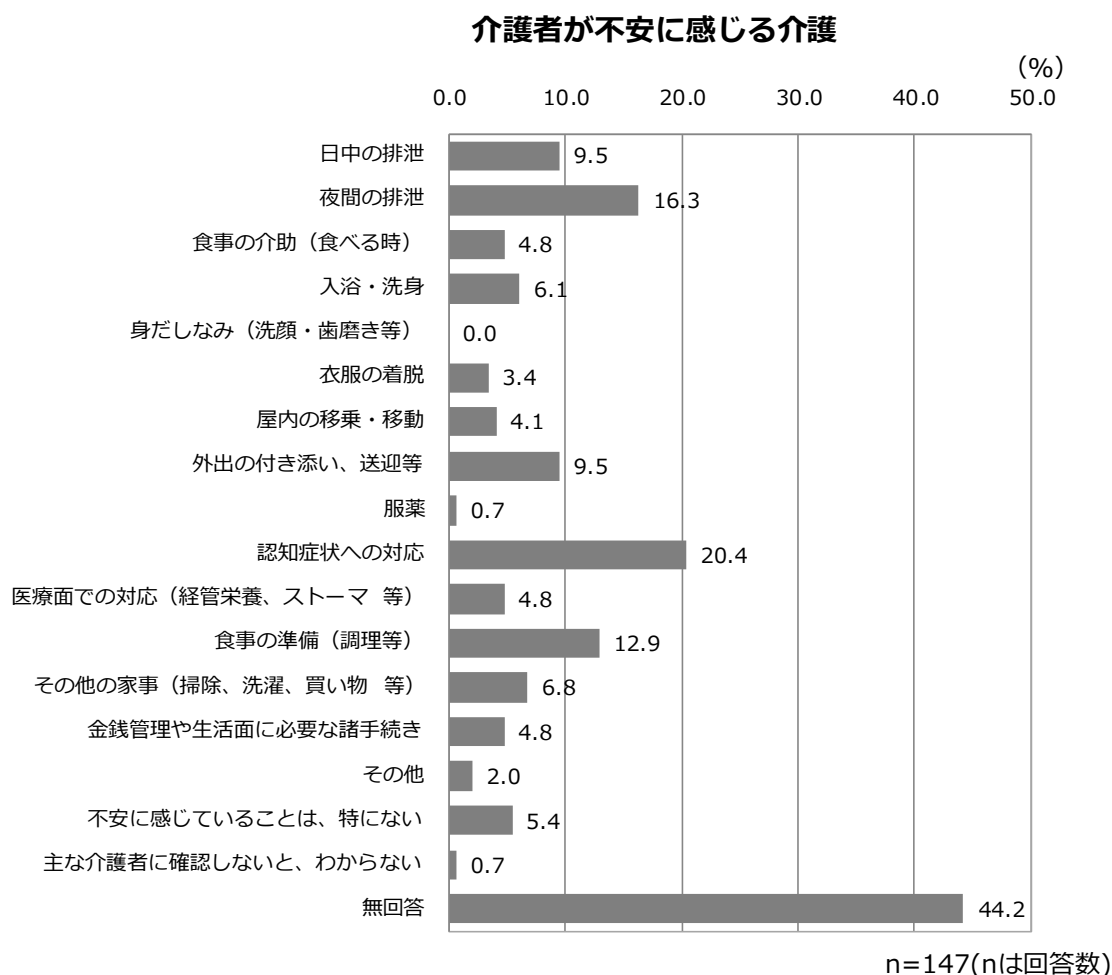
要介護度別にみたリスク者の割合



第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

【認知症について】

- ・“在宅介護者”に聞いた要介護者が現在抱えている傷病では、「認知症」が33.3%で最も多くなっています。
- ・また、介護者が不安を感じる介護では、「認知症状への対応」が20.4%で最も多くなっています。



※この設問は、「主な介護者」の記入としたが、「主な介護者」の回答・記入が難しい場合は、本人（調査対象者様）の回答とした。

◇今回のアンケート調査においても、前回同様に認知症に対する家族の不安が高まっています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような社会を構築するためにも、認知症の方や、その家族に対するサポートが必要です。その一環として、村では認知症をはじめとした様々な情報の提供や地域の居場所づくりに努めます。

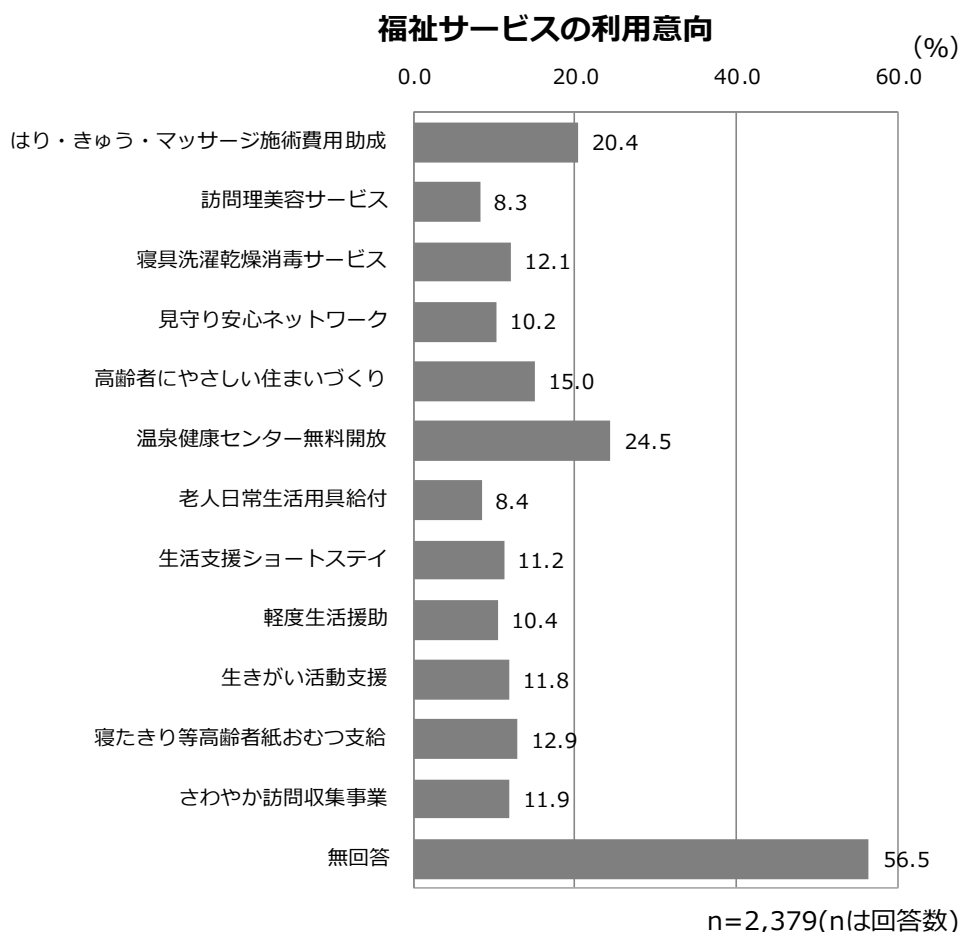
【高齢者の社会参加と生きがいづくり】

- ・グループやサークル活動等の参加状況は、「参加していない」「無回答」を除いた『参加している』と比較すると、“スポーツ関係のグループやクラブ”が最も多く、次いで、“趣味関係のグループ”“収入のある仕事”の順となっています。
- ・グループやサークル活動等の参加頻度は、週1回以上で比較すると、“収入のある仕事”が最も多く、次いで“スポーツ関係のグループやクラブ”、“趣味関係のグループ”の順となっています。

◇グループやサークル活動等について参加していないと回答した方も多くみられました。人々の社会的な集まりに参加することは高い生活の質、すなわち「Quality Of Life (クオリティ・オブ・ライフ=QOL)」の向上にもつながります。そのため、村としても高齢者の居場所づくりに努めます。

【今後の福祉サービスの利用意向】

- ・利用意向は、いずれも利用状況に比べ高く、「訪問理美容サービス」と「老人日常生活用具給付」を除き10%以上となっています。



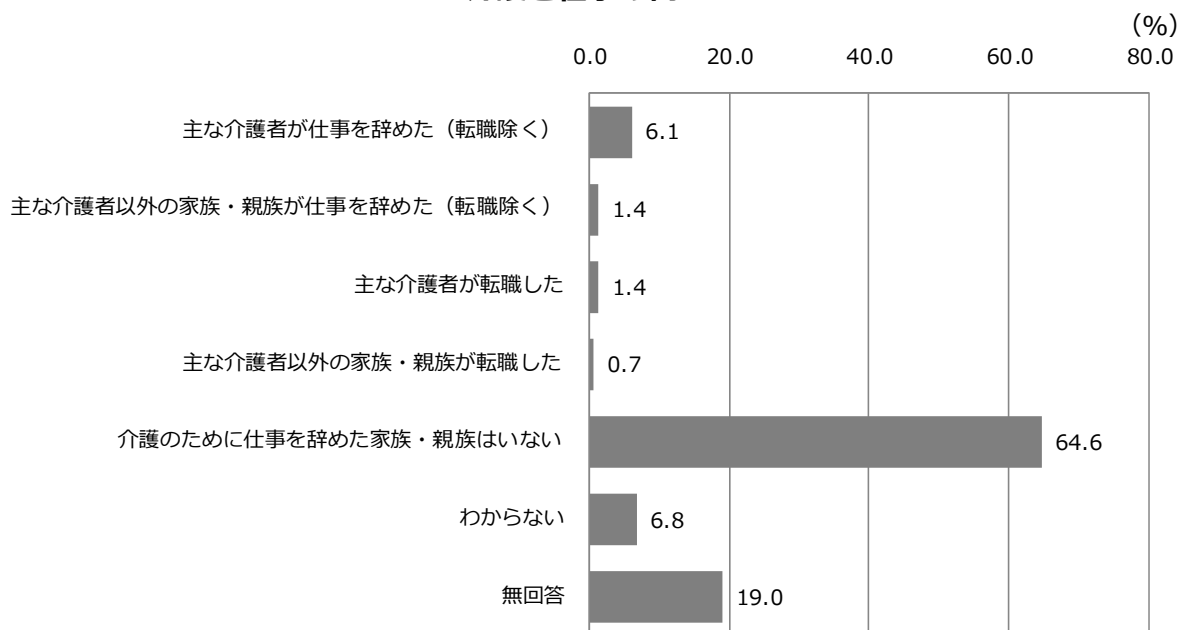
◇今後の福祉サービスの利用意向としては、「温泉」、「マッサージ」といった、リラクゼーション効果のあるサービスに多くの意見が寄せられたため、こうしたサービスの拡充を検討します。

(2) 在宅介護実態調査

【仕事と介護の両立について】

・「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が64.6%で最も多く、次いで「わからない」が6.8%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が6.1%、の順となっています。

介護と仕事の両立



n=147(nは回答数)

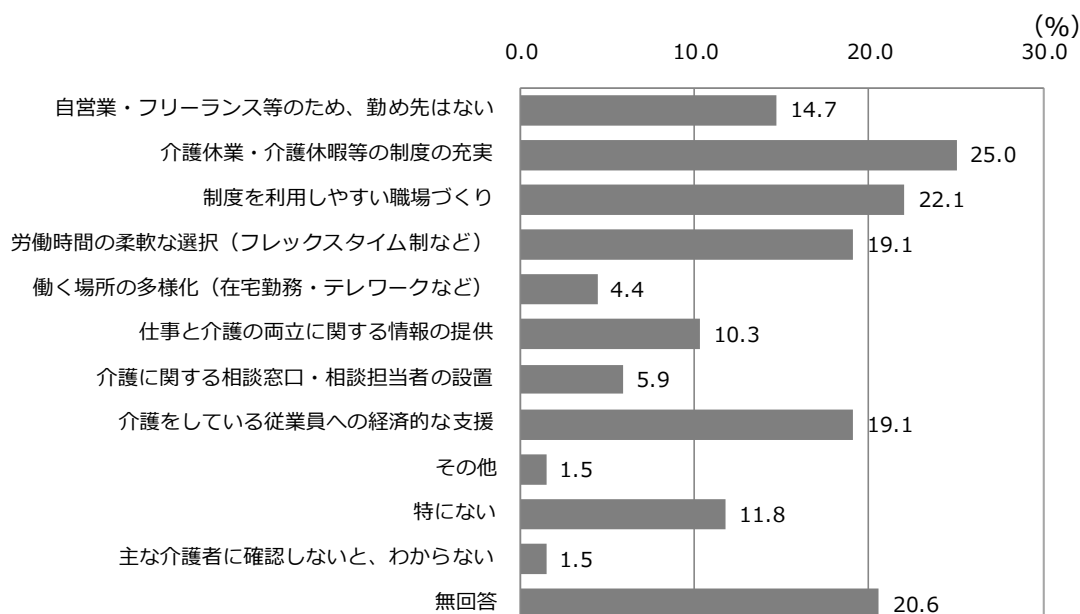
◇今回のアンケート調査では、介護のために仕事を辞めた親族はいないとの回答が多く集まりましたが、今後も仕事と介護を両立しやすい社会を構築するため、企業への働きかけや介護者に対するサポートに努めます。



【仕事と介護の両立に効果のある支援について】

- ・仕事と介護の両立に効果のある支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も多く、「制度を利用しやすい職場づくり」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「介護をしている従業員への経済的な支援」の順となっています。
- ・介護者の勤務形態別にみると、“フルタイムで働いている”は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」が最も多く、“パートタイムで働いている”は「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も多くなっています。

仕事と介護の両立に効果のある支援



n=68(nは回答数)

◇介護休業、介護休暇の制度の充実といった、制度面の拡充に意見が多く寄せられました。今後、仕事と介護を両立させるために、企業の協力を呼び掛けていきます。

(3) 高齢者を取り巻く地域の課題

【ニーズ調査結果等からみた課題】

ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果より、全国472自治体(平成29年(2017年)10月13日現在)と比較し、分析した結果、「介護予防」「地域社会の見守りや支援」「認知症対策」に対する課題を把握しました。

○高齢者の身体の状態と健康に関する意識

「高血圧」、「目の病気」、「糖尿病」の改善

○生活機能について

「運動機能低下」、「うつ傾向」、「口腔機能低下」、「閉じこもりリスク」、「転倒リスク」の改善

○認知症について

認知症を支える基盤づくり

○高齢者の社会参加と生きがいづくり

社会参加活動していない方の支援

○今後の福祉サービスの利用意向

ニーズに合った高齢者施策の展開

○仕事と介護の両立について

休業制度や労働時間の柔軟なあり方

3. 事業所調査結果

本計画の策定に当たって、村内の居宅介護支援事業所、グループホームといった事業所に対し、アンケート調査を行いました。

◆調査の対象者と配布数

調査名	対象者	配布数	回収数（回答者数）	回収率
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護のケアマネジャー	7事業所	7事業所	100%
居所変更実態調査	グループホーム・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	7事業所	5事業所	71.4%
介護人材実態調査	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅・通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・通所型サービス（総合事業）の事業所	12事業所	事業者票： 10事業所 回答のあった 10事業所の 職員総数192人 回答者数 （職員）： 188人	83.3%
	訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリ・定期巡回などの訪問系の事業所及びその職員	6事業所	事業者票： 2事業所 回答のあった 2事業所の 職員総数18人 回答者数 （職員）： 18人	33.3%

◆抽出基準日：令和元年（2019年）12月1日

◆調査期間：令和元年（2019年）12月中旬～12月25日

(1) 在宅生活改善調査

【現在のサービスでは、生活が難しくなっている理由】

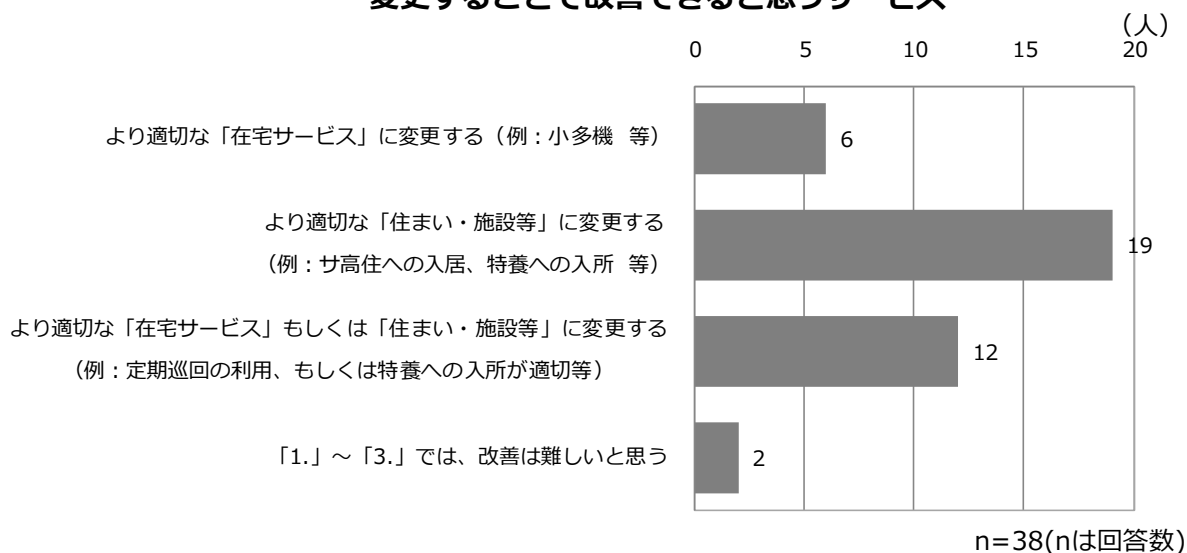
- ・現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている理由について、本人の状態等による理由では、「必要な身体介護の増大」が最も多く、次いで、「認知症の症状の悪化」、「必要な生活支援の発生・増大」の順になっています。
- ・主に本人の意向等に属する理由については、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が最も多く、次いで「該当なし」、「費用負担が重いから」の順になっています。
- ・主に家族等介護者の意向・負担等に属する理由については、「介護者の介護に係る不安・負担の増大」が最も多く、次いで、「家族等の介護等技術では対応が困難」、「費用負担が重いから」と「本人と家族等の関係性に課題があるから」が8人となっています。

【生活の維持が難しくなっている状況について、改善できると思うこと】

- ・「より適切な「住まい・施設等」に変更する（例：サ高住への入居、特養への入所 等）」が最も多く、次いで、「より適切な「在宅サービス」もしくは「住まい・施設等」に変更する（例：定期巡回の利用、もしくは特養への入所が適切等）」、「より適切な「在宅サービス」に変更する（例：小多機 等）」の順になっています。

※「自宅」、「サ高住」、「住宅型有料」、「軽費老人ホーム」にお住まいの方のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」が対象

変更することで改善できると思うサービス



◇現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている理由として、金銭面、精神面など様々な理由が挙げられました。適切なサービスを受けるためにも、ハード・ソフトの両面から、改善が求められます。

(2) 居所変更実態調査

【グループホーム等入居者の過去1年間の退去先について】

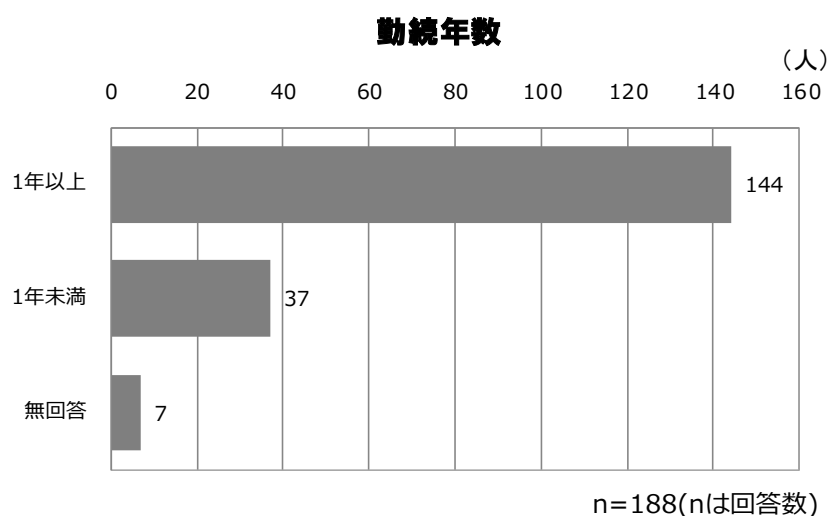
- ・過去1年間の退去先について、回答があった5施設の合計で見ると、村外の「自宅」が37人で最も多く、次いで、村外の「病院・診療所」が29人、村外の「特別養護老人ホーム」が16人の順となっています。

◇グループホーム退去者のうち、「自宅」の回答が多くなっています。今後も、地域共生社会を図るうえで、「地域移行」を更に進める取組が求められます。
◇地域移行を進める上で、介助者の支援といった取組も求められます。

(3) 介護人材実態調査（施設系）

【勤務の実態について】

- ・回答があった188人の職員の一週間当たりの勤務時間については、「35.6時間」でした。
- ・勤務する直前の職場では、「介護以外の職場」が最も多く、次いで「特養、老健、療養型・介護医療院、ショートステイ、グループホーム、特定施設」、「現在の職場が初めての勤務先」、「通所介護、通所リハ、認知症デイ」、「住宅型有料、サ高住（特定施設以外）」の順となっています。
- ・勤続年数では、「1年以上」が7割以上を占めています。

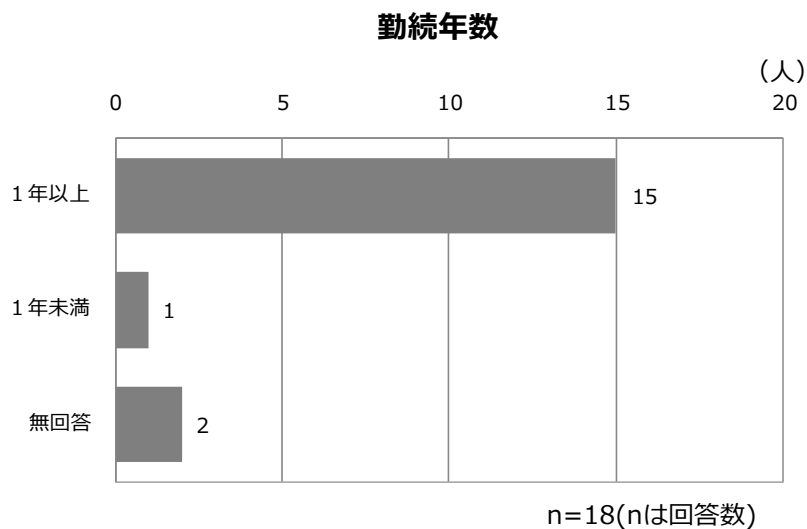


◇今回の調査では、勤続年数が「1年未満」の方もいました。今後の介護人材確保に向け、職場の定着や、働きやすい介護環境の整備が求められます。

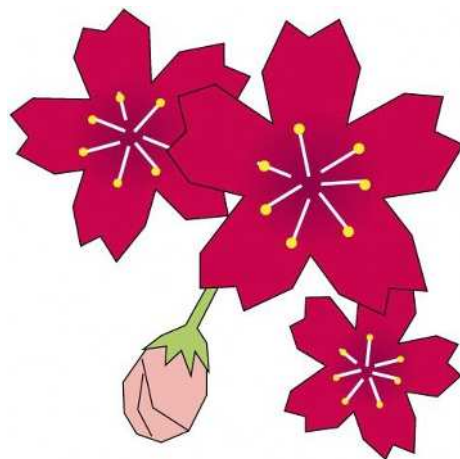
(4) 介護人材実態調査（訪問系）

【勤務の実態について】

- ・回答があった18人の職員の1週間当たりの労働時間については「26.5時間」でした。
- ・勤続年数について、回答があった18人については15人が「1年以上」の勤続年数でした。



◇利用者のニーズを踏まえるとともに、介護従事者にとって働きやすい環境の整備が求められます。

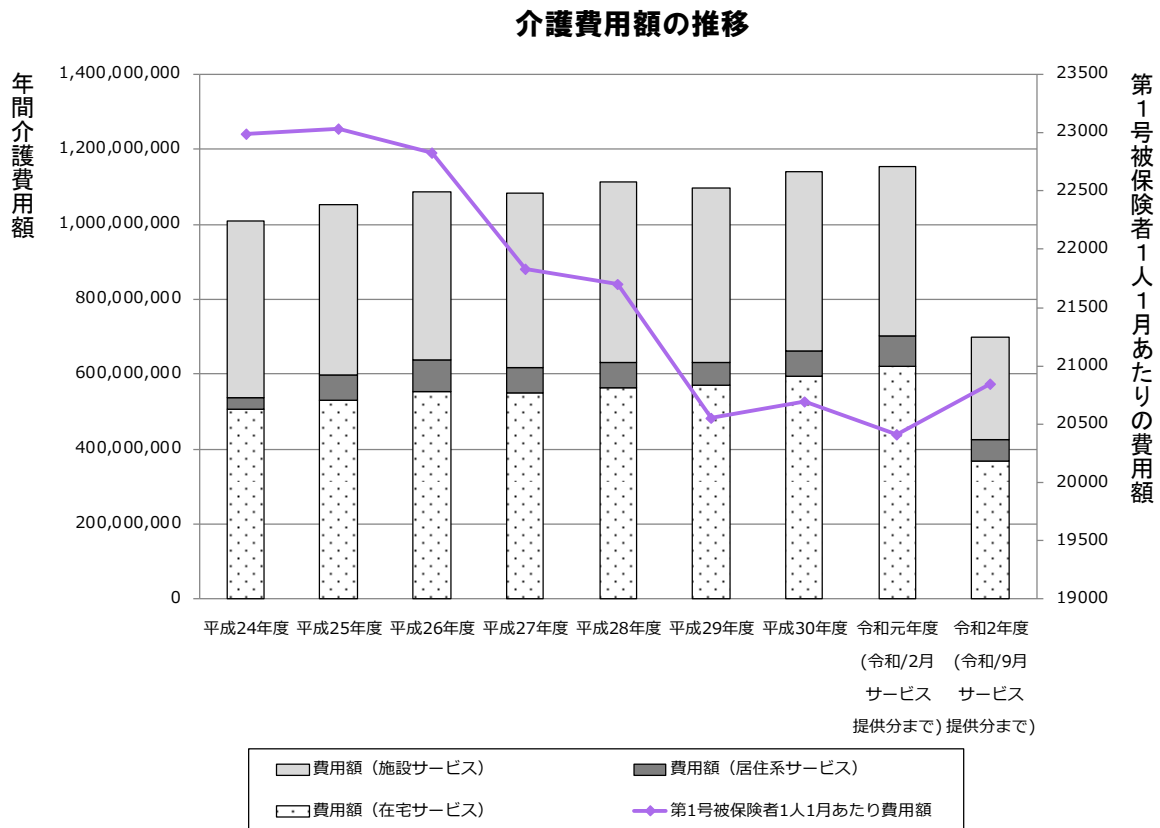


4. 介護保険事業等の動向

(1) 介護費用額の推移

平成24年度（2012年度）から令和2年度（2020年度）の介護費用額は、増加傾向となっていますが、第1号被保険者の1人1月当たりの費用額は平成25年度（2013年度）をピークに減少傾向となっています。

第1号被保険者1人1月当たりの費用額は、全国や福島県に比べ低い20,845円となっています。（令和2年度/9月サービス提供分まで）



在宅サービスの費用額が占める割合は平成24年度（2012年度）の50.3%から微増傾向で、令和2年度（2020年度）には52.7%となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (令和/2月サービス提供分まで)	令和2年度 (R2/9月サービス提供分まで)
費用額 (円)	1,010,370,458	1,052,460,087	1,087,293,345	1,082,479,734	1,112,075,190	1,096,345,423	1,140,051,695	1,154,983,486	698,998,192
費用額（在宅サービス）	507,812,881	529,788,986	552,995,656	550,596,308	564,814,513	571,934,499	592,425,558	622,571,917	368,344,514
費用額（居住系サービス）	29,709,047	66,762,671	84,911,789	66,850,195	65,055,771	59,289,524	68,041,328	80,713,833	55,884,689
費用額（施設サービス）	472,848,530	455,908,430	449,385,900	465,033,231	482,204,906	465,121,400	479,584,809	451,697,736	274,768,989
費用額 (構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
費用額（在宅サービス）	50.3%	50.3%	50.9%	50.9%	50.8%	52.2%	52.0%	53.9%	52.7%
費用額（居住系サービス）	2.9%	6.3%	7.8%	6.2%	5.8%	5.4%	6.0%	7.0%	8.0%
費用額（施設サービス）	46.8%	43.3%	41.3%	43.0%	43.4%	42.4%	42.1%	39.1%	39.3%
第1号被保険者1人1月あたり費用額	22,986.0	23,031.7	22,824.4	21,829.1	21,696.2	20,548.8	20,697.8	20,410.4	20,845.9
第1号被保険者1人1月あたり費用額（福島県）	22,874.6	23,467.0	23,788.7	23,898.9	23,774.6	24,055.7	24,449.2	24,845.7	25,335.3
第1号被保険者1人1月あたり費用額（全国）	22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,138.0	24,603.3

出典：【費用額】平成24年度から令和元年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」令和2年度：9月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

(2) 計画値に対する実績の検証

第7期（平成30年度、令和元年度、令和2年度）の対計画比は、第1号被保険者数は計画値より、やや上回りました。なお、第1号被保険者の1人当たりの給付費は、計画値をやや下回りました。

総給付費のうち、居住系サービスは、実績が計画値に比べ高くなっています。

	計画値			
	第7期			
	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	14,482	4,713	4,816	4,953
要介護認定者数 (人)	2,116	679	705	732
要介護認定率 (%)	14.6%	14.41%	14.64%	14.78%
総給付費 (円)	3,111,404,000	1,006,271,000	1,035,928,000	1,069,205,000
施設サービス (円)	1,294,511,000	426,124,000	431,357,000	437,030,000
居住系サービス (円)	168,252,000	53,550,000	56,204,000	58,498,000
在宅サービス (円)	1,648,641,000	526,597,000	548,367,000	573,677,000
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	214,846	213,510	215,101	215,870

	実績値			
	第7期			
	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	14,613	4,742	4,862	5,009
要介護認定者数 (人)	2,160	690	728	742
要介護認定率 (%)	14.8%	14.6%	15.0%	14.8%
総給付費 (円)	3,131,349,000	1,012,241,000	1,023,042,000	1,096,066,000
施設サービス (円)	1,260,402,000	429,379,000	403,923,000	427,100,000
居住系サービス (円)	253,033,000	61,237,000	72,642,000	119,154,000
在宅サービス (円)	1,617,914,000	521,625,000	546,477,000	549,812,000
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	214,285	213,463	210,416	218,819

	対計画比(実績/計画値)			
	第7期			
	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	100.9%	100.6%	101.0%	101.1%
要介護認定者数 (人)	102.1%	101.6%	103.3%	101.4%
要介護認定率 (%)	101.2%	101.0%	102.3%	100.2%
総給付費 (円)	100.6%	100.6%	98.8%	102.5%
施設サービス (円)	97.4%	100.8%	93.6%	97.7%
居住系サービス (円)	150.4%	114.4%	129.2%	203.7%
在宅サービス (円)	98.1%	99.1%	99.7%	95.8%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	99.7%	100.0%	97.8%	101.4%

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成30年度、令和元年度「介護保険事業状況報告」月報）※令和2年度は実績見込額

【計画値】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

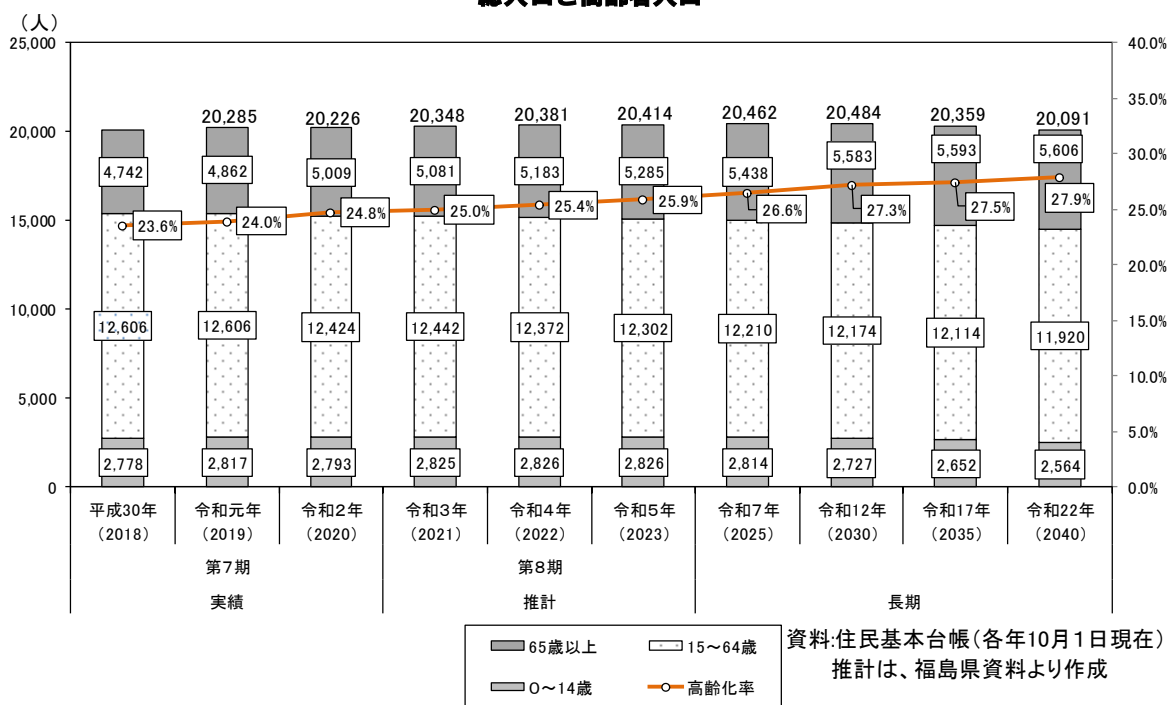
5. 将来推計

(1) 人口、高齢者数の見通し

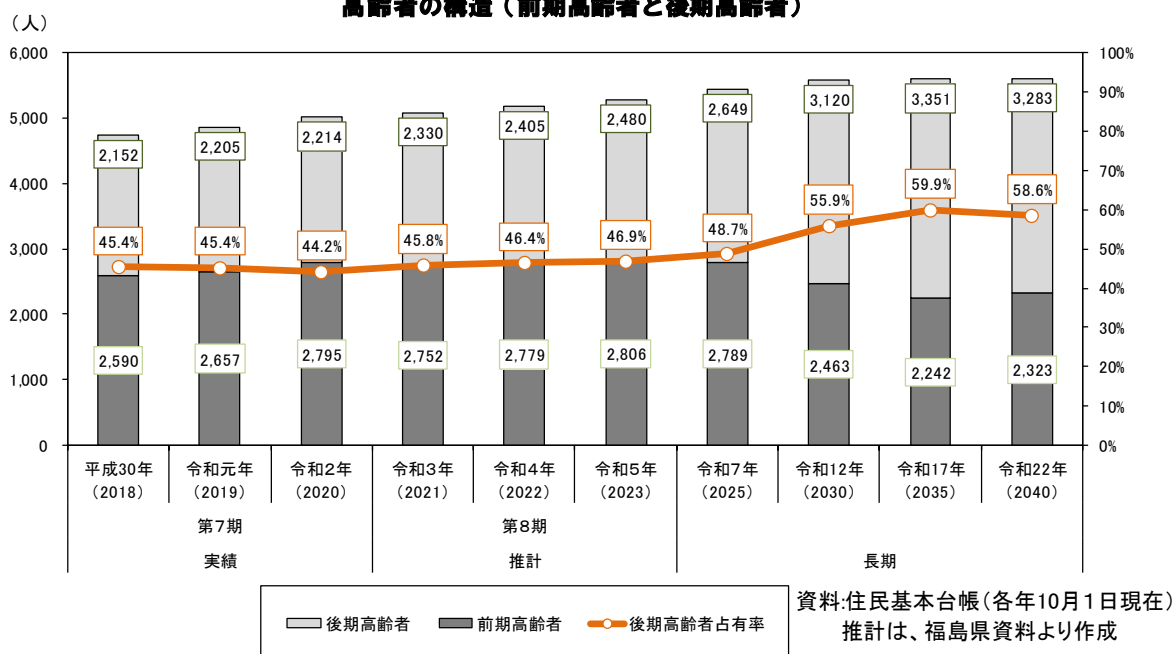
本村の総人口は、今後も微増傾向が続き、令和5年（2023年）には20,414人程度になると見込まれます。その後、令和12年（2030年）に総人口がピークとなり、その後は減少傾向で推移し、令和22年（2040年）には20,091人になると見込まれます。

一方、将来の高齢者人口については、今後も増加傾向が見込まれ、令和7年（2025年）には5,438人で、高齢化率は26.6%になると見込まれます。また、後期高齢者数は増加し続け、令和7年（2025年）には後期高齢者は2,649人へ、後期高齢者占有率は48.7%にまで増加すると見込まれます。

総人口と高齢者人口

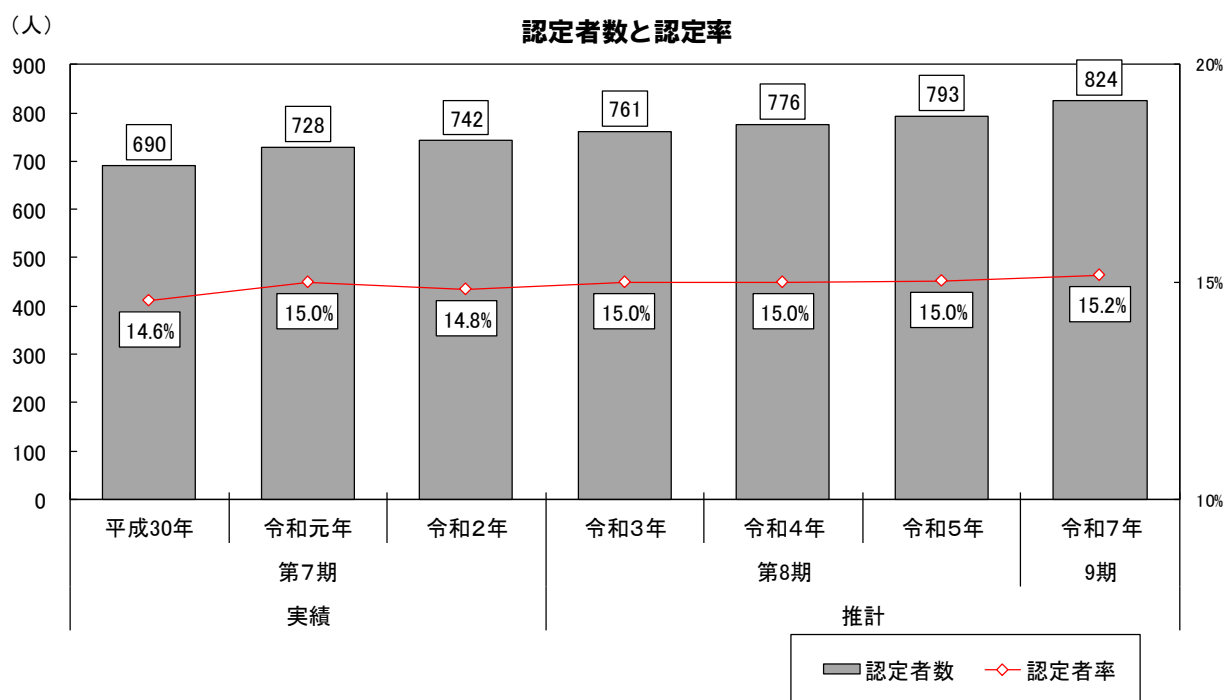


高齢者の構造(前期高齢者と後期高齢者)



(2) 認定者数の推計

本村の認定者数は増加傾向を続け、令和7年(2025年)には824人にまで増加するものと見込まれます。認定率については令和7年(2025年)には15.2%となることを見込まれます。



資料:介護保険受給者台帳(各年9月末日時点)
 推計は「見える化システム」による
 ※認定者数は第2号被保険者を含む

第3章 計画の理念

1. 基本理念

前期の「西郷村第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」では、「共生社会の構築」を目標とした基本理念を掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

本計画では、総合振興計画の保健・医療・福祉分野の基本目標を踏まえつつ、引き続き「共生社会」の構築等に取り組んでいくことが重要であると考え、本計画の基本理念として、以下を継続します。

※地域包括ケアシステムとは高齢者が住み慣れた地域で介護になっても自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に支援するシステム

基本理念

高齢期における自立した生活の維持

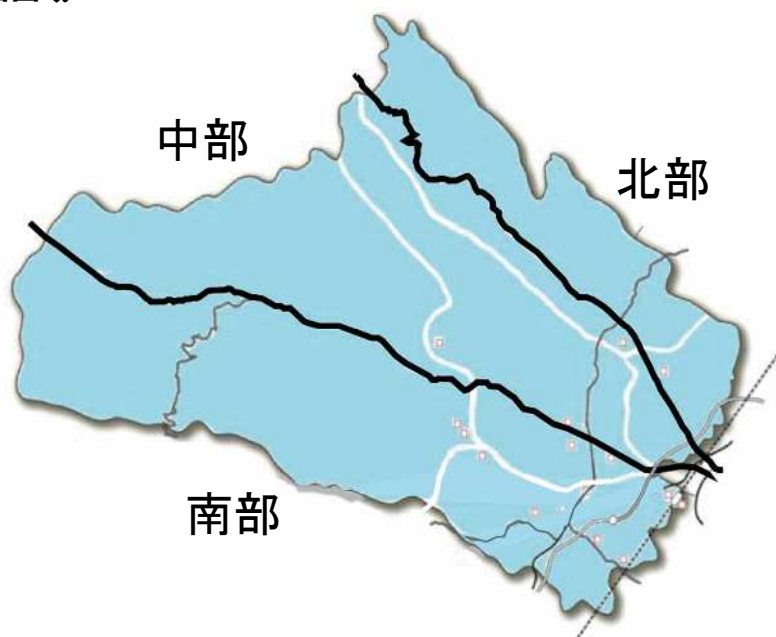
みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築

2. 日常生活圏域

日常生活圏域は、『介護保険法』第117条第2項第1号の規定に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して保険者（西郷村）が日常生活圏域を設定することになっており、国では2～3万人程度で1圏域とすることが望ましいと基本的な考え方を示しています。

本村では、中学校区を基本として、「北部」「中部」「南部」3つの日常生活圏域を設定しています。

○日常生活圏域



3. 計画の基本目標

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

- ① 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、心身ともに健康で、要支援・要介護となることを予防していくことが重要です。そのためにも介護が必要な状態に陥らないように生涯を通じた健康づくり対策を一層進めるとともに、支援や介護を必要とする場合も、状態の悪化をできる限り遅らせるように、介護予防の効果的な推進を図ります。生活支援の担い手となる元気高齢者等の社会参加を更に促し、地域の実情に応じた住民主体によるサービスづくりの充実を目指します。
- ② 高齢になってもこれまで培ってきた経験を活かし地域での活動などに参加することで、生きがいを持って生き生きと暮らすことが可能になるだけでなく、活動を通して介護予防につながることを期待できることから、生涯学習や生涯スポーツ、交流を推進するとともに、高齢者自身が地域社会の中で、積極的な役割を果たしていけるよう、関係機関や地域団体等の連携・協力により、仕事やボランティア・NPO活動等の促進を図ります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症により、感染症予防の観点から人が集まる機会が減少したことによる「高齢者の孤立」といった課題にも取り組みます。

基本目標2 地域包括ケア体制の充実

- ① 地域共生社会には、「人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という理念があります。地域共生社会の実現に向けて、相談・情報提供体制の充実を図るとともに、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、西郷村成年後見支援センター、民生児童委員等地域団体の連携強化やボランティア活動等の様々な地域の社会資源を活用して、高齢者になるべく住み慣れた地域で暮らせる地域包括ケア体制の充実に向けた取組を推進します。
- ② 高齢者の在宅での生活継続のため、医療・介護の連携を図り、利用者のニーズに応じ、継続的な支援（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目ないサービス提供）を図ります。

基本目標3 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、様々な生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立した生活を支援します。
- ② 2020年代後半には、「認知症1,000万人時代」と言われています。認知症は高齢者に対する虐待につながりやすいことから、早期発見及び早期通報の仕組みを整え、高齢者虐待に関する知識や理解の普及・啓発に取り組むとともに、成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業を周知し、高齢者の権利擁護に努めます。これらの取組によって、だれもが尊厳のある暮らしを実現できる地域づくりにつなげます。

- ③ 近年、大規模な自然災害が多発する現状を踏まえ、災害弱者となり得る高齢者、要支援・要介護者を守るため、支援体制の確立をします。
- ④ 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が出現し、重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が懸念されていることから、支援体制を整備します。

基本目標４ 利用者本位の介護保険事業の推進

- ① 介護サービスの増大を見据え、既存事業所、施設の有効活用をはじめ、本村に隣接する地域の事業所、施設整備状況を踏まえ、必要なサービスを提供するための基盤整備に努めます。認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホームについて検討していきます。
- ② 最近では、介護士の不足が課題となる中、介護士の確保とともに、介護サービスの質の確保及び向上を図るためには、ケアマネジャー及び介護サービス従事者の専門性の向上が重要となります。そのため、資質向上につながる研修等を充実します。
- ③ 介護サービス量の見込みや確保に努めるとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

4. 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向	ページ	
基本目標1 健康づくり・介護予防 の推進	1. 健康づくりの推進	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	31	
		(2) 生活習慣病予防	32	
		(3) 一般介護予防事業	33	
	2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	3. 生きがいづくりの支援	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	36
			(1) 生涯学習	37
			(2) スポーツ・レクリエーション	38
			(3) 老人クラブ活動	38
			(4) ボランティア活動	39
			(5) シルバー人材センター	39
基本目標2 地域包括ケア体制の 充実	1. 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括ケアシステムの強化	41	
		(2) 地域ケア会議の開催	41	
	2. 高齢者を支える地域の体制づくり	(1) 見守り支え合う地域づくりの構築	42	
		(2) 家族介護への支援	45	
	3. 地域支援事業の充実	(1) 包括的支援事業の活用	46	
	4. 医療・福祉・介護連携体制の整備	(1) 医療・福祉・介護の連携のための人材の育成等	48	
5. 高齢者の住まいの確保	(1) サービス付き高齢者住宅等高齢者向けの住まいについて	49		
基本目標3 高齢者福祉の充実	1. 生活支援サービスの充実	(1) 高齢者生きがい活動支援通所事業	51	
		(2) 訪問理美容サービス事業	51	
		(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	52	
		(4) はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業	52	
		(5) 外出支援事業	53	
		(6) 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業	53	
		(7) 高齢者温泉開放事業	54	
		(8) 軽度生活援助事業	54	
	2. 敬老事業	(1) 敬老祝金	55	
		(2) 百歳高齢者賀寿	55	
		(3) 敬老会	55	
	3. 認知症施策の推進	(1) 認知症に対する正しい知識の普及推進	56	
		(2) 認知症の早期発見や見守り体制整備	57	
		(3) 認知症の予防	57	
	4. 高齢者の権利擁護の推進	(1) 権利擁護に関する取組の充実	58	
		(2) 虐待防止への取組の推進	58	
	5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	59	
		(2) 災害時における体制整備	60	
		(3) 感染症対策に係る体制整備	61	
	基本目標4 利用者本位の 介護保険事業の推進	1. 介護保険サービスの充実	(1) 介護保険サービス基盤整備	62
(2) 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言			62	
2. 介護保険事業の適正・円滑な運営		(1) 介護給付適正化に向けた取組の推進	63	
		(2) 低所得者対策の推進	64	

5. 重点施策

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（基本目標1 健康づくり・介護予防の推進）

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、心身ともに健康で、要支援・要介護となることを予防していくことが重要です。生涯を通じた健康づくり対策を一層進めるとともに、支援や介護を必要とする場合も、状態の悪化をできる限り遅らせるように、専門職による保健事業と介護予防の効果的な推進を図ります。

介護予防の取組は、専門サービスの充実を図ることはもとより、地域住民の主体的な関わりも重要であることから、自主的な地域活動ができるよう、活動を支援する多様な主体による多様なサービスの拡充を目指します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進（基本目標2 地域包括ケア体制の充実）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制づくりが必要となります。

このためには、村民が参画し、多職種が連携して支えることが重要であります。令和2年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から様々な集まりが中止となり、高齢者の心のケアも重要なテーマとなります。

今後も、村全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の進化・推進に努めます。

(3) 見守り支え合う地域づくりの構築（基本目標2 地域包括ケア体制の充実）

核家族化によって、ひとり暮らしの高齢者が増加をする中、より一層の高齢者に対する見守りが求められます。

高齢者が安心して暮らせる地域をつくるため、医療機関や民間企業との連携や、緊急通報装置といったネットワーク技術を活用して、高齢者の安全を守り、緊急時の早期対応に努めます。

今後も、連携する企業の数を増やすとともに、ネットワーク技術を活用し、24時間体制で高齢者を見守り、高齢者の安全確保に努めます。

(4) 高齢者の権利擁護の推進（基本目標3 高齢福祉の充実）

今後も高齢化とともに、認知症を抱える高齢者が増加することが見込まれます。また、認知症によって判断能力が衰え、財産の管理や日常生活等に支障がある方が増え、また虐待や詐欺被害にも合う可能性もあります。

認知症の方を含め、高齢者の人権や財産等の権利を守る「地域共生社会」の実現の観点からも、「高齢者の権利擁護の推進」は重要なテーマとなります。

西郷村地域包括支援センターをはじめ、多様な機関と連携し、高齢者の人権保護に資する施策を推進します。

(5) 介護保険サービスの充実(基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進)

介護サービスの増大を見据え、既存事業所、施設の有効活用をはじめ、本村に隣接する地域の事業所、施設整備状況を踏まえ、必要なサービスを供給するための基盤整備に努めます。認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホームについて検討していきます。

第4章 施策の展開

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

1. 健康づくりの推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

[現状と課題]

後期高齢者は大半が医療を受けていることに加え、後期高齢者医療制度創設後、保険者が市町村から後期高齢者医療広域連合に移り、後期高齢者に対する保健事業は、健康診査を中心に行われているため、重度化予防等の取組は進んでいない現状があります。

また、市町村の保健事業においては、特定健康診査・特定保健指導が中心業務に位置付けられるようになり、後期高齢者よりも壮年期に対する事業が主に行われてきました。

一方で、健康寿命を延伸しながら、疾病の発症予防や重症化予防に効果的・効率的な保健事業の展開が求められるようになり、フレイル^{※1}をはじめとした高齢者の特性^{※2}を踏まえた保健事業が始まりました。高齢者の保健事業が展開される中、介護保険の分野でも高齢者を対象に類似した内容での介護予防が進められており、両制度の一体的な実施が必要となっています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たっては、フレイル等を踏まえ高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要となります。また、フレイルは早めに気づいて適切な取組（栄養・身体活動・社会参加）を行うことで、健康な状態に戻すことが可能なことから、村民の理解を促進する必要があります。

[今後の取組]

令和3年度（2021年度）から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」として、高齢者の体操教室・高齢者サロン等において、介護予防と健康寿命の延伸を目的に、栄養指導や口腔機能向上などについて学ぶ取組を実施します。高齢者に特化したポピュレーションアプローチ^{※3}（集団教育）として、地域全体に出向いて専門職による指導を実施します。運動機能と併せて、栄養と口腔ケアについての内容を充実させ、より健康に対する意識の向上を図ります。

※1 フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。

※2 高齢者は、複数の慢性疾患罹に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神・心理や社会性脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、フレイル状態になりやすい傾向があります。

※3 ポピュレーションアプローチとは集団全体に働きかけることにより、集団全体の健康障害のリスクを少しずつ軽減させ、良い方向にシフトさせること。

■ 保健事業・介護予防の一体的な実施

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教室（栄養・口腔）の実施 （回）	—	—	—	10	11	12
75歳以上の健康教室参加 者延べ人数（人）	—	—	—	100	120	140

(2) 生活習慣病予防

①生活習慣病予防

[現状と課題]

健康の保持増進や疾病の早期発見のため、健診の受診勧奨を、広報・回覧・ホームページ・未受診者への個別受診勧奨等により行っています。令和元年度（2019年度）の特定健診受診率は、46.0%であり、目標値に達していますが、受診勧奨者の医療機関受診率が約90%であり、重症化を防ぐための受診勧奨を継続する必要があります。

今後も、はがき・電話・訪問等の方法により、要精検・要医療者に対して重症化予防を図ります。

[今後の取組]

健康づくりの推進として、特定健診の受診勧奨に努めます。また、受診後の精密検査該当者への受診勧奨を行い、生活習慣病予防・重症化予防に努めます。

特に、糖尿病の悪化は、脳卒中、心筋梗塞などの合併症を引き起こす原因となることから有所見者に対して保健指導をし、重症化予防に努め、有所見者の減少を図ります。

■ 生活習慣病予防

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診勧奨者の医療機関受診率（%）	89.6	88.9	80.0	85.0	90.0	95.0
糖尿病有所見者率（%）	59.0	65.5	63.5	62.0	61.0	60.0
特定検診受診率（実績値/目標値） （%）	46.2/45.0	46.0/46.0	41.1/47.0	-/48.0	-/49.0	-/50.0

②健康増進事業

[現状と課題]

中高年層を対象に、生活習慣病予防や、ロコモティブシンドローム^{※4}の予防を目的とした各種検診、健康教室（運動教室、水中運動教室等）、健康相談、健康づくり推進員への研修会を実施しています。ロコモティブシンドロームから寝たきりや要介護への移行予防として、健康づくりの意識向上と知識の普及啓発を図る必要があります。

※4 ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに、筋力の低下や関節・脊椎の病気を発症し、運動器の低下がみられ、立ったり歩いたり移動機能が低下した状態のこと。

[今後の取組]

各種検診への受診勧奨と、各教室への参加呼びかけを行い、健康意識への向上を図ります。また、健康づくりの一環として、健康行動の取組を記録したからだの学校ポイント事業が令和2年度（2020年度）で終了となり、同年から新たに「にしごう健康ポイント事業」が始まりました。村内で利用できる商品券等のインセンティブを充実させ、健康行動の習得につなげられるよう広報や、ホームページ等で周知し、健康意識の向上が図れるよう努めていきます。

■ 健康増進事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康増進事業（各種検診・教室）の参加者（実績値/目標値）（人）	9,032/7,800	8,110/7,900	7,800/8,000	8,100	8,200	8,300
にしごう健康ポイント事業登録者数（人）	—	—	140	170	200	230

(3) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）

[現状と課題]

西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターは、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じ、次の事務処理を行っています。

- (ア) 高齢者の在宅介護等に関連した各種の相談に対する電話、面接及び訪問等による総合的な対応
- (イ) 高齢者の実態把握、介護予防の基本チェックリストの作成、ニーズ調査
- (ウ) 各種保健福祉サービスの広報・啓発及び利用申請手続き
- (エ) 生活支援体制整備事業における、多様な関係主体の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体への参加
- (オ) サービス調整会議及び地域ケア会議の定期的な開催
- (カ) その他地域における在宅介護等の支援に関する事業全般

高齢者福祉の総合窓口とし実態調査は重要であるため、今後もこれらの情報をもとに具体的に高齢者の施策へ結び付ける必要があります。

[今後の取組]

西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを設置し、村内を北部・中部・南部の3つの地区に区分し高齢者の実態把握とともに、高齢者の日常生活の動作や運動器の機能、栄養状態などの聞き取り調査を行い、「介護予防チェックリスト」を作成し、介護予防教室への参加促進を図っていきます。また、保健事業と介護予防の一体的な実施への取組として、専門職による指導にもつなげていきます。

■ 西郷村高齢者福祉トータルサポート事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数(件)	3,880	5,840	6,500	6,600	6,700	6,800
調査件数(件)	2,247	3,531	4,900	5,000	5,100	5,200
チェックリスト作成件数(件)	1,876	2,669	3,300	3,400	3,500	3,600

②介護予防普及啓発事業

ア お元気運動教室

[現状と課題]

高齢者が正しい運動や体操などの方法を取得することにより、介護予防について正しく理解し、普及啓発を図ることを目的として実施しています。

本事業を通して、運動機能の低下防止、生活機能の維持向上につながりました。参加者からは、年度を通して参加したいという要望がありました。しかし、1クール(3か月)ごとの参加人数枠が決まっているため、年度内に複数のクールに参加することが難しい課題があります。

[今後の取組]

引き続き、正しい運動や体操などの方法を取得する機会を提供し、運動を始めるきっかけとなるような取組を行います。

また、要支援・要介護状態への移行を予防し、教室終了後も継続して運動してもらえよう意識付けを行っていくとともに、新たな方が介護予防事業に参加できるよう広報活動に力を入れ、事業内容の充実も検討していきます。

■ お元気運動教室

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	56	106	75	86	86	86
参加者延べ利用回数(回)	486	789	570	960	960	960

イ いきいき教室

[現状と課題]

要支援または要介護状態になることを予防し、自立支援の助長を目的として実施しています。

専門職の指導により運動器及び口腔機能の維持向上につながりました。しかし、参加者はADL^{※5}の低い方を対象として実施しているため、1クール(3か月)参加すると一時的に向上しますが、教室終了後の運動等の継続には個人差があるため低下する現状があります。通年で教室を行いADL維持・向上を支援していく必要があります。また、参加者のほとんどが村の送迎を希望しているため、送迎人数の拡充をしました。

[今後の取組]

介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）で実施している「介護予防の基本チェックリスト」から、運動機能・口腔機能・栄養面が今後低下すると思われる方に対して、教室への参加を促進し、高齢者のADLの維持向上を図っていきます。1クールごとの参加人数を検討し、通年で教室へ参加することができるよう改善していきます。また、外出自粛等により高齢者が孤立し、ADLが低下しないよう、包括支援センターやトータルサポートセンターと情報共有を図りながら支援していきます。

※5 ADLとは日常生活を送るために最低限必要な日常的動作で「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のこと

■ いきいき教室

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	37	105	48	115	115	115
参加者延べ利用回数(回)	328	817	427	1,152	1,152	1,152

③地域介護予防活動支援事業（シニア活動支援事業）

[現状と課題]

正しい運動や体操などの方法を取得することにより、介護予防について正しく理解し、広く介護予防普及啓発を図ることを目的として、村内10地区の集会所等で行っています。

令和2年度(2020年度)には、いきいきサロンの活動で運動教室を希望する声があり、新たに2地区「シニア運動教室」が立ち上がりました。住民主体の介護予防活動を定期的に行う場を創設できたほか、地域での交流の場となり、地域の別の催しへの参加促進へもつながりました。しかし、村内行政区数と比べ活動しているグループ数は少なく、各地区で住民主体となって取り組んでいく事業のため、地域でリーダーシップを担う人材の発掘が課題となっています。

[今後の取組]

住民主体で行う介護予防活動の育成を目的として、地域住民が顔見知りの仲間と集い、自ら介護予防事業に取り組む自主グループを運営していくための支援を行います。

令和3年度(2021年度)より、「シニア活動支援事業」として実施し、支援機会は段階的に少なくしていき、自主的な運営を促していきます。介護予防だけでなく、地域でのつながりを深め、互いに支え合う関係づくりにつながる通いの場の拡充を目指していきます。

また、介護予防サポーター養成講座も実施しており、シニア活動支援事業をはじめとする住み慣れた地域で介護予防に取り組む自主グループの運営に協力するボランティアの養成に努めていきます。

■ 地域介護予防活動支援事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニア活動支援事業派遣箇所 (地区)	7	8	10	11	12	13
介護予防サポーター人数(人)	17	17	24	33	42	51

④地域リハビリテーション活動支援事業

[現状と課題]

地域リハビリテーション活動支援事業とは、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

村では、通いの場への派遣を検討していましたが、既存の地区からの要望はなく、派遣には至っていません。ただし、介護予防の取組を強化するに当たって専門職の介入は必要であるため、村民のみならず関係する介護保険事業所等にも範囲を広げながら事業を行っていく必要があります。

[今後の取組]

保健事業や医療、介護の連携を推進するに当たり、リハビリテーション専門職の関与が不可欠になるため、居宅介護支援事業所や介護施設(通所介護・グループホーム・介護老人福祉施設)、訪問介護、通いの場への普及啓発をするとともに、専門職を派遣することで、リハビリテーションの効果や必要性、専門職の目線による情報提供を受けることができるよう、介護保険事業所等の派遣依頼に基づき支援を行っていきます。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門職派遣回数(回)	0	0	0	2	3	4

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方(事業対象者)を対象としてサービスを提供します。

訪問型サービス、通所型サービス

[現状と課題]

平成29年(2017年)4月に、介護予防給付であった訪問介護・通所介護を本サービスに移行しました。

緩和したサービス事業実施につきましては、生活支援体制整備事業や、地域ケア会議等

を活用し、地域のニーズにあったサービスが提供できるよう事業所等と協議を重ねていきましたが、採算性、人員の確保の問題もあり実施には至っていません。

【今後の取組】

移行前の訪問・通所介護に相当するサービスを引き続き行うほか、村民の方が多様なサービスを選択できるよう、訪問（通所）型サービスA（緩和した基準によるサービス）の実施を目指していきます。他のB（住民主体による支援）、C（短期集中予防サービス）、D（移動支援）につきましては、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等を活用しながら地域の実情を把握した上で必要性を検討していきます。

■ 訪問型サービス、通所型サービス

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービスA実施事業所	0	0	0	0	0	1
通所型サービスA実施事業所	0	0	0	0	0	1

3. 生きがいづくりの支援

(1) 生涯学習

【現状と課題】

生涯学習の推進の一環として、特別講座や趣味の講座で教養を身につけ、健康増進を図るため、本村では「寿学級」を開催しています。

令和元年度(2019年度)より寿学級からは、人生楽園クラブへ名称を変更しましたが、引き続き高齢者にとって生きがいを見いだすような講座を開講しています。

令和2年(2020年)からは、新型コロナウイルス感染予防のため、人生楽園クラブは午前・午後の2部制等とした上で事業を行っています。

高齢化が進み、参加者の減少が懸念されており、新たな参加者を増やし、交流を図ることが課題として挙げられます。

【今後の取組】

活動内容を拡充するとともに、趣味の講座や種類を増やし、講座の回数も増加させます。

■ 生涯学習

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寿学級延べ参加人数(人) ↓	499	503	—	—	—	—
人生楽園クラブ参加実人数(人)			93	90	140	190
きらり学び講座延べ参加人数(人)	304	287	320	340	340	340
“ 参加実人数(人)	28	20	40	50	50	50

(2) スポーツ・レクリエーション

[現状と課題]

スポーツ・レクリエーション活動の一環として、本村では平成29年度より、健康パドル体操及び健康麻雀教室を開催しています。

開催に当たり、全戸配布のチラシや防災無線の広報などの普及啓発活動を行っていましたが、両事業とも自主サークル立ち上げにつながったため、村主催の講座回数が減少し、延べ参加人数は目標値より減少した結果となりました。

現在、公民館で活動している団体やサークルは約40団体あり、約600人の村民が健康づくりや趣味を楽しんでいます。このことを踏まえ、高齢者の生きがいや健康づくりに努めるとともに、自主サークルの活動支援も行います。

各団体・サークルの高齢化により団体の継続や、参加者の減少が懸念されるとともに、若い方の参加や交流が課題として挙げられます。

[今後の取組]

引き続き、全戸配布のチラシや掲示板で広報を行い、村民の健康維持につなげる取組を行い、高齢者の生きがいや健康づくりに努めるとともに、自主サークル活動の支援も行います。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、大勢が集まらずに、それぞれの地域で活動できるような方向で計画していきます。

■ スポーツ・レクリエーション

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康パドル体操参加延べ人数(人)	397/実人数 50	224/実人数 24	—	650	650	650
健康麻雀教室延べ参加人数(人)	451/実人数 28	212/実人数 20	—	30	30	30

(3) 老人クラブ活動

[現状と課題]

老人クラブ連合会及び老人クラブ単会に補助金を交付し、高齢者の健康づくりや生きがい活動への支援を行っています。高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が年々増加していく中で、生きがい活動への支援を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止に努めることができます。

老人クラブの会員数は少しずつ増えていますが、今後は年齢の若い高齢者の積極的な新規加入が課題となります。

[今後の取組]

引き続き、高齢者の健康づくりや生きがい活動への支援を行い、ますます多くの方の生きがい活動への支援を行います。

■ 老人クラブ連合会

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	200	214	223	225	230	235
年間活動回数(回)	103	85	33	50	70	90

(4) ボランティア活動

[現状と課題]

社会福祉協議会にボランティアセンターがあり、人材を登録し活用に努めていますが、普及には至っていません。高齢者の生きがいがづくりの場として、充実させる必要があります。

また、地域住民の活動や自分達のできることを話し合う場として、地域づくり勉強会を行いました。協力者が不足している現状です。

[今後の取組]

高齢者が活躍できる場として、意欲的にボランティア活動等に参加できる体制を構築します。また、高齢者を身近な地域で支える仕組みづくりを支援します。

■ ボランティア活動

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子どもの安全見守り隊員登録者数(人)	80	78	84	85	85	85
地域づくり勉強会の開催(回)	10	2	0	1	1	1

(5) シルバー人材センター

[現状と課題]

高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るとともに、高齢者の経験や能力を活かした活力ある地域社会づくりを行うため、公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センターを支援しています。

シルバー人材センターの事業実績をみると、受託事業及び会員数は増加しています。会員募集に力を入れるためチラシ配布等を行い、会員数も少しずつですが増加しています。しかし、多種多様な業務の受託事業件数の増加により、現状の会員数ではまだまだ人員が不足していることと、会員の高齢化が課題となっています。

[今後の取組]

生きがいや健康増進の場、経済的な面からも高齢社会にとって重要な組織であるため、引き続き一般の雇用には馴染まない高年齢者を対象に、その知識や能力、体力等にに応じ臨時的かつ短期的な仕事を提供する業務を行う経費について支援します。

第4章 施策の展開

■ シルバー人材センター

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	132	139	146	150	155	160
受託・派遣受注件数(件)	1,121	1,120	1,300	1,400	1,500	1,600
受託・派遣契約金額(千円)	45,737	46,398	48,000	49,000	50,000	51,000

※公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センターのうち西郷村分の数値を抽出

基本目標2 地域包括ケア体制の充実

1. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの強化

[現状と課題]

地域包括ケアシステムの強化に向けて、在宅医療・介護の連携については、白河地域在宅医療拠点センターに委託し、多職種とネットワークを構築して普及へ努めました。

また、高齢者の増加とともに認知症高齢者も増加が見込まれており、地域での生活を支えるためには村民が参画し、多職種が連携して支えることが重要です。そのために、目的意識を共有し、関連性を活かすための場として、地域ケア会議の開催や生活支援協議体の構築を図ってきましたが、村民の方の認識度が低い傾向にあります。

[今後の取組]

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、重度な要介護状態等となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種共同による在宅医療と介護サービスを引き続き一体的に提供していきます。

また、村民に対する地域包括ケアシステムの概念の普及に向け、更なる連携の強化や講演会・出前講座などを実施します。

生活支援協議体においては、地域ケア会議などと連携し互助・共助の精神で地域における見守りや高齢者の応援体制を構築していきます。

■ 地域包括ケアシステムの強化

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
村内における医療・介護従事者の多職種連携会議(回)	—	—	—	1	1	1
村民向け包括ケア講演会(回)	0	0	0	1	1	1

(2) 地域ケア会議の開催

[現状と課題]

地域課題の共有と解決を図るため、「地域ケア会議」を開催しています。地域ケア会議については、地域包括支援センターによる個別地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議を開催しました。

自立支援型ケア会議については、多職種間の専門的な視点に基づく助言を通じて自立に資するケアマネジメント作成を推進することにより、ケアマネジメントの質の向上をはじめ、高齢者のQOL(クオリティ オブ ライフ：生活の質)向上や認定率低下につながられるよう取り組みました。

また、村社会福祉協議会へ委託しているトータルサポート事業の調整会議で出された地域課題等については、村管理職会議で庁内へ情報共有するとともに課題解決に向けて対応

第4章 施策の展開

を進めていきましたが、村全体での地域ケア会議には至っていないことが課題となっています。

[今後の取組]

個別地域ケア会議を行い、村民が抱える個別ケースの問題解決に努めます。なお、実施に当たっては地域住民の相談等からの問題把握にも努め、更なる活用を推進します。

自立支援型地域ケア会議については、多職種間の専門的な視点に基づく助言を通じて自立に資するケアマネジメント作成を推進することにより、ケアマネジメントの質の向上をはじめ、高齢者のQOL向上や認定率低下につなげます。

地域ケア会議の一つである「圏域別ケア会議」を開催し、トータルサポート事業によって得られた地域の情報（課題）等を、民生児童委員や区長等と地域の課題について情報を共有し、保健師、社会福祉士など専門職などの多職種を交え、目的意識を共有し、連携して地域の課題などについて検討していきます。

また、村全体での地域ケア会議を開催し政策形成に結び付けていきます。

■ 地域ケア会議

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議（個別地域ケア会議含む）の開催（回）	14	4	15	15	15	15
自立支援型地域ケア会議の開催（回）	—	5	6	5	5	5
地域ケア会議（圏域別）（回）	—	—	1	3	3	3
地域ケア会議（村全体）（回）	—	—	—	1	1	1

2. 高齢者を支える地域の体制づくり

(1) 見守り支え合う地域づくりの構築

①見守り安心ネットワーク事業

[現状と課題]

高齢者のみ世帯に対して、緊急通報主装置・ペンダント型送信機・人感センサー・火災報知器等を貸与することにより、24時間体制で、急病や火災及び事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。近年、固定電話回線を契約していない・協力員がいないといった事業希望者が増えてきているため、利用者のニーズに合った事業の充実を図るため、令和2年度（2020年度）に要綱の一部改正を行いました。

[今後の取組]

引き続き事業の充実を図るとともに、お元気コールでの利用者の見守りや孤独感等を解消することに努めます。また、協力員の高齢化により緊急時に出勤できないケースもあるため協力員変更等の対応も行っていきます。

■ 見守り安心ネットワーク事業

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業利用世帯 (世帯)	227	213	208	210	215	220

② 高齢者見守り活動事業

[現状と課題]

高齢者の見守り活動として、現在 5 つの企業と協定を結んでいます。日常生活で何らかの異変を察知した場合には速やかに役場に連絡し、状況に応じて消防または警察に通報します。企業との見守り協定については、事業の認知度が低く周知が必要です。

また、社会福祉協議会では、民生児童委員の協力により、ひとり暮らしの高齢者に配食サービスを実施し見守り活動を行っています。

[今後の取組]

高齢者のみ世帯が増えているため、地域における見守りの強化を図っていきます。事業の普及・啓発を図り、協力してくれる企業の確保に努めます。

■ 高齢者見守り活動事業

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協定締結数 (社)	5	5	5	6	6	7

③ 住民主体のサロン

[現状と課題]

「いきいきサロン」は地域を拠点に、その地域の高齢者と地域住民がともに暮らす者としてつながりを持ち、生きがいや仲間づくりの場として開催します。高齢者のひとり暮らしが増加していく中で、通いの場があることによる生きがいや趣味活動を行えることにより、閉じこもり予防・介護予防の効果が期待できるため、社会福祉協議会と連携し進めていく必要があります。

[今後の取組]

引き続き、社会福祉協議会と連携しながら「いきいきサロン」への支援を行います。今後は、新たな活動としてサロン同志の交流等の計画を検討していきます。

■ 住民主体のサロン

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
いきいきサロン実施地区 (箇所)	9	8	9	10	11	12

④西郷村さわやか訪問収集事業

〔現状と課題〕

現在、要介護者がケアマネジャー（介護支援専門員、以下同じ）等を通して事業を希望するケースが多くなっていますが、この事業の対象者は要介護者に限定されていないため、対象となり得る村民は多いと考えられます。このため、事業について村民へ周知していく必要があります。

〔今後の取組〕

引き続き、対象者の方に対して継続的に訪問・ごみの収集により安否確認を行うサービスを提供します。

さらに、安否確認が必要な村民にサービスが提供できるよう、事業の十分な周知・理解を図っていきます。

■ 西郷村さわやか訪問収集事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績（延べ人数：人）	1,065	1,203	1,600	1,900	2,000	2,200
利用者数（人）	23	27	32	36	40	44

⑤生活支援コーディネーターの活用

〔現状と課題〕

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活支援コーディネーターを活用しています。

生活支援コーディネーターは、下記の（ア）～（ウ）を担っています。

- （ア）生活支援の担い手の発掘、地域のサロンや体操教室等の“資源発掘”
- （イ）地域の関係者との“ネットワーク構築”
- （ウ）地域高齢者のニーズと地域活動の“マッチング”

各地域のサロンや健康教室など、地域で活動されている様々なところへ出向き、生活支援コーディネーターの顔つなぎや生活支援体制整備について周知を行ってきました。また活動されている様子を広報誌などで情報提供するとともに、地域で核となってくれる人材の発掘を行ってきました。活動についての認知度が低く普及啓発が課題となっています。

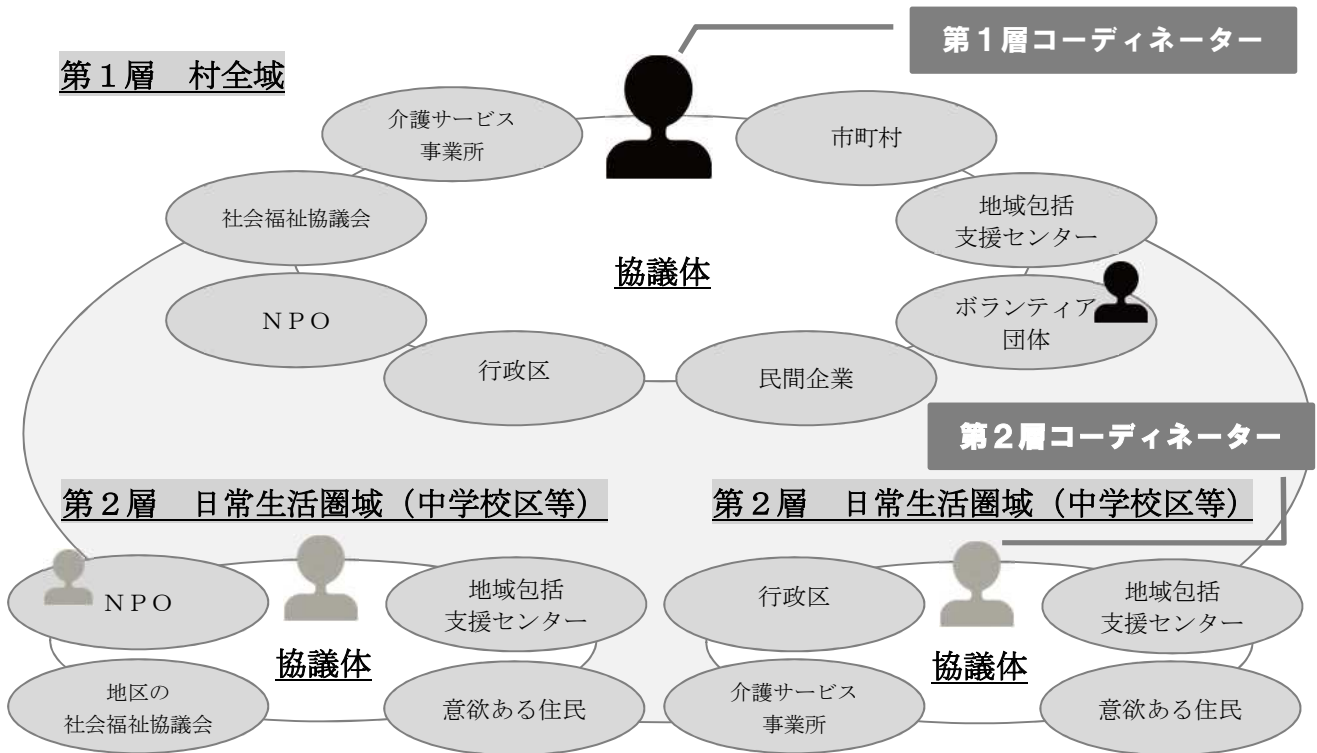
〔今後の取組〕

村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターは相互に連携を図りながら、既存の取組・組織等も活用することで高齢者の生活を支援します。

また、各種研修会等に参加することで、広く情報を収集しながらより良い活動を目指します。

具体的な取組としては、地域の活動の場へ訪問すると同時に、地域の核となるリーダーの発掘を行い、地域住民で支える生活支援体制整備、有償ボランティアによる「高齢者生活応援隊」のような組織を設立し、高齢者の身近な応援体制ができるよう取り組んでいきます。

【参考：コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ】



地域包括ケア体制の充実
基本目標2

■ 生活支援コーディネーターの活用

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動の場 訪問回数 (回)	—	—	50	48	48	48
地域リーダーの発掘 (人)	—	—	—	3	5	7

(2) 家族介護への支援

① 要介護等高齢者介護者激励金支給

【現状と課題】

要介護等高齢者が要介護3・要介護4・要介護5の認定を6ヶ月以上継続し、介護者が在宅で6ヶ月以上日常的に介護している場合に激励金を支給しています。

ニーズ調査の結果では、同居していない要介護高齢者等を介護している家族も多くいることから、令和2年度(2020年度)に要綱の改正を行い支給対象者の見直しをしました。支給金額についての検討が課題として挙げられます。

【今後の取組】

引き続き、介護者の労をねぎらうとともに経済的負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

なお、対象となる者が申請につながらないケースがあるので、ケアマネジャーと連携しながら申請を積極的に勧めます。

■ 要介護等高齢者介護者激励金支給

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激励金申請件数(件)	92	79	117	120	125	130
激励金交付件数(件)	87	77	109	110	115	120

② 家族介護慰労金

[現状と課題]

村内に住所を有し要介護4・要介護5に相当し住民税非課税世帯の在宅高齢者等で、過去1年間に介護保険によるサービスを受けなかった方を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給しています。介護保険制度の地域支援事業であり、任意事業に位置付けられています。財源は地域支援事業の交付金で、受給条件が厳しいことが課題に挙げられます。

[今後の取組]

引き続き、介護者の労をねぎらうとともに経済的な負担の軽減と要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図り事業内容の周知にも努めていきます。条件の緩和について国に求めていきます。

■ 家族介護慰労金

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
慰労金対象者数(人)	0	0	0	1	1	1
慰労金交付率(%)	0	0	0	100	100	100

3. 地域支援事業の充実

(1) 包括的支援事業の活用

① 地域包括支援センターの運営

[現状と課題]

地域の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点・高齢者の総合窓口として、平成18年(2006年)に「地域包括支援センター」を設置し運営してきました。

現在では、以下の事業を実施しています。

- (ア) 包括的支援事業
- (イ) 第1号介護予防支援事業
- (ウ) 認知症総合支援事業
- (エ) 地域ケア会議の実施
- (オ) 生活支援体制整備事業
- (カ) 任意事業及びその他の業務

また、包括支援センターの役割としては、ケアマネジャー育成・支援がありますが、新

型コロナウイルス感染症の影響により、ケアマネ会議が開催できないなどの現状がありました。

ニーズ調査により地域包括センターの「名称及び業務」について村民の認知度が低い現状が明らかになりました。

今後とも高齢者の様々な問題や相談事が増加し地域包括支援センターやケアマネジャーの担う役割がますます重要になってきているため更なる機能強化が求められます。

【今後の取組】

「高齢者の総合相談窓口」である、地域包括センターの認知度向上や機能強化を図ります。また、制度改正等など必要に応じて、ケアマネジャーへの個別指導や勉強会を定期的実施し、相談・助言につなげています。

■ 地域包括支援センターの運営

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ会議の開催(回)	3	4	6	6	6	6
総合相談支援件数(件)	607	875	700	900	950	1,000

②在宅医療・介護連携推進事業

【現状と課題】

平成28年度(2016年度)より、西白河郡の5市町村が共同で、一般社団法人白河医師会に委託して「白河地域在宅医療拠点センター」を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談支援等にあたっています。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発

現状として、多職種連携会議は計画以上に実施できました。しかし、村民への講演会・講座については、回数は増えたものの、参加者が少ないのが現状です。より多くの村民に周知するとともに医療・介護等関係者の更なる連携強化を図る必要があります。

【今後の取組】

今後も引き続き、支援を必要とする状態にある高齢者の自立支援を図っていきます。住み慣れた地域で、尊厳ある自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の関係諸機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために、円滑な運用の支援を行います。

他職種において顔の見える関係を構築し、通信機器などを活用した、迅速かつ円滑に連携ができる体制を整えるとともに、村民への講演会・講座などにより普及啓発に取り組みます。

第4章 施策の展開

■ 白河地域在宅医療拠点センター

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
他職種連携会議の実施回数(回)	2	5	1	4	4	4
村民への講演会・講座 実施回数(回)	0	1	3	4	5	6

③ 認知症総合支援事業

[現状と課題]

村では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の方に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を県南4町村(矢吹町・中島村・泉崎村・西郷村)合同で県立矢吹病院に設置しています。

今後も認知症または認知症の疑いのある方または家族に必要な医療や介護の調整をいつでも行えるよう、引き続き認知症地域支援推進員や地域包括支援センターと連携し、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる体制を整えていく必要があります。

[今後の取組]

今後の取組としては、チームの初動までの時間短縮と支援内容を検討し、適切かつ迅速な早期診断・早期対応ができるよう支援していきます。

また、チームで対応したケースの内容や支援方法を報告し、外部の意見を取り入れ、今後のチームの活動内容に反映する、認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置を目指します。

■ 認知症総合支援事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム支援件数(件)	—	0	1	1	2	2
認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催(回)	—	—	—	1	2	2

4. 医療・福祉・介護連携体制の整備

(1) 医療・福祉・介護の連携のための人材の育成等

[現状と課題]

本村でも、医療・福祉・介護の分野における人材の育成や確保が課題となっています。そのため、地域の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援として訪問診療医等医療と介護を担う人材の確保等に努めています。

西白河郡において在宅医療を担う医師は変わらずの人数でしたが、在宅診療患者数は大幅に増え、看取り者数も増加しています。

在宅医療を担う医師の確保は今後も重要です。

[今後の取組]

地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援として訪問診療医等医療を担う人材の確保等に努めます。

特に、白河医師会と連携を取りながら白河市・西白河郡の町村と協力し、在宅医療の基盤となる訪問診療医の確保に努めます。

また、関係機関等と連携して、勉強会、講演会などを開催し介護保険への関心を持っていただき、介護職のイメージ改善を図り介護人材の確保及び育成に継続して取り組んでいきます。介護保険事業所等には、国や県で行っている介護職員の処遇改善など積極的に取り組んでいけるよう支援し、人材育成に取り組む評価制度などを活用していきます。

地域包括ケアシステムを構築するためには、介護職員ばかりでなく、地域で支え合える担い手等の育成などについても、協議体や地域ケア会議等の場などを活用し、将来の人材の育成についても取り組んでいきます。

■ 在宅医療を担う医師数と在宅医療を受ける患者数

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
在宅医療を担う医師数 (人)	13	13	13	15	16	17
在宅医療を受ける患者数 (人)	409	1,718	1,800	2,000	2,100	2,200

■ 人材の育成に関する取組

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護に関する講演会	—	—	—	2	2	2
介護人材の育成 (人) ※ボランティアなど	—	—	—	5	8	11

5. 高齢者の住まいの確保

(1) サービス付き高齢者向け住宅等高齢者向けの住まいについて

[現状と課題]

高齢者のみ世帯が増加しています。加えて、持ち家の老朽化や迅速にサービスを受けられない地域に住んでいるなど、高齢者の住まいのあり方が課題になっています。

また、村内には、サービス付き高齢者向け住宅が2か所あり、介護度が重い方も多数入居しています。そのため、災害時の避難などについて課題が残ります。この施設は、出身市町村が保険者となる住所地特例施設となっており、入居者は、施設住所地で介護サービスや総合事業が受けられます。しかし、村には指定権限がなく、建設されると村の計画した介護保険事業のサービス量に影響を及ぼす可能性があります。

[今後の取組]

高齢者の住まいについて、容易に生活支援サービスを受けられる住宅等の情報が重要で

第4章 施策の展開

す。住宅担当課などと連携し情報を提供するとともに、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報については県や市町村間で情報連携し活用いたします。

サービス付き高齢者向け住宅の災害時の避難などについては、住宅管理者や防災担当課、地元行政区、消防署などと連携し支援体制を構築していきます。

■ 高齢者向けの住まいの確保

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者向け住宅の連携会議（回）	0	0	1	1	1	1

基本目標3 高齢者福祉の充実

1. 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者生きがい活動支援通所事業

[現状と課題]

在宅で生活する介護保険対象外の高齢者に対し、西郷村デイサービスセンター「ふれあいの家」「やすらぎの家」にて通所各種サービスの提供を行っています。

利用者が少ない現状はあるものの、高齢者の交流と仲間づくり、健康づくり、介護予防、閉じこもり解消等について支援することができました。

課題として、総合事業等と連携し、デイサービス通所以外の生きがいづくり、社会参加への提供についても検討する必要があります。

[今後の取組]

平成29年4月より総合事業が開始されたことにより、利用者については今後も横ばいになる見込みです。事業について広く知ってもらえるよう、西郷村包括支援センターや西郷村トータルサポートセンターの訪問時に広報・周知し、高齢者の生きがいづくりと自立生活の助長を図っていきます。

■ 高齢者生きがい活動支援通所事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	2	2	3	3	4	4
利用実績(延回数)	70	68	100	100	110	110

(2) 訪問理美容サービス事業

[現状と課題]

65歳以上の在宅で生活する要介護認定者や外出が困難な寝たきり等高齢者に対し、訪問による理美容サービスの出張経費を助成し、利用者の衛生向上、経済面での負担軽減を図っています。

令和元年度(2019年度)に、理美容組合に加入していない事業所でもサービスを利用できるようにしてほしいという要望があり、要綱の一部改正を行いました。

[今後の取組]

引き続き新規利用者を増やすため、事業内容を広報等で周知します。また、西郷村包括支援センターや西郷村トータルサポートセンターの訪問時に広報・周知し、外出困難な高齢者等の生活支援に努めていきます。

■ 訪問理美容サービス事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数(人)	12	15	12	14	15	16
助成券発行枚数(枚)	48	52	46	50	55	60
事業利用延べ回数(回)	18	24	22	25	27	29

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

[現状と課題]

65歳以上で要介護3以上の方、高齢者のみ世帯の方、40歳以上の寝たきり等の重度身体障がい者の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒を行っています。受託できる事業所が少ないことが課題として挙げられます。

[今後の取組]

引き続き、ケアマネジャーや民生児童委員等に協力していただき、利用者数を増やす取組を行います。

広報等により新規利用者が増えているため、継続して事業内容の周知を行います。毎年、夏季・冬季の年2回の実施ができるよう努めていきます。また、近隣市町村における事業所との連携にも努めます。

■ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業延べ利用人数(人)	132	160	170	175	180	185
寝具類利用枚数(枚)	337	421	450	460	470	480

(4) はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

[現状と課題]

70歳以上、または65歳以上で障害者手帳1・2級を持っている高齢者が、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける場合、その費用の一部を助成しています。(1回当たり1,000円分の助成券)

ニーズ調査の結果で485の方が今後利用したいと回答しました。事業内容を分かりやすく周知し、サービスの向上につなげていく必要があります。

[今後の取組]

引き続き利用意向が多いことから、広報等で事業内容の周知を行います。また、西郷村包括支援センターや西郷村トータルサポートセンターの訪問時に広報・周知し、高齢者の健康保持を図るための取組を行います。

■ はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請者数 (人)	178	192	195	200	205	210
発行枚数 (枚)	1,596	2,030	2,050	2,050	2,055	2,060
延べ利用枚数 (枚)	666	678	670	680	685	690

(5) 外出支援事業

[現状と課題]

令和元年度(2019年度)7月より企画政策課のデマンド交通と統合されました。高齢者の利用率が高くデマンド交通のあり方について課題が残ります。

[今後の取組]

引き続き65歳以上登録者の要介護認定情報の情報共有を行っていきます。

■ 外出支援事業

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
65歳以上事業登録者 (人)	210	203	560	570	580	590
延べ利用回数 (回)	2,624	657	—	—	—	—

(6) 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業

[現状と課題]

在宅で介護認定を受けている高齢者の方に対して、利用類型4分類(最重度、重度、中度、軽度)に応じ給付券を支給しています。

利用者が死亡・施設入所により事業対象外となるケースや、介護認定区分の変更により、おむつ給付券の利用類型も変更となるケースが生じています。介護情報、ケアマネジャーと連携し事業対象者への周知を行っています。

助成費用額については、今後も増加が見込まれることが課題となります。

[今後の取組]

今後も、要介護等認定者及び総合事業対象者の増加が見込まれるため、介護情報やケアマネジャーと連携を図りながら、数年に一度調査を行い実態に合わせた事業内容を検討します。

第4章 施策の展開

■ 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数(人)	345	379	380	385	390	395
助成券発行枚数(枚)	3,766	4,122	4,170	4,180	4,190	4,200
紙おむつ給付券延べ利用枚数(枚)	2,605	2,706	2,735	2,750	2,770	2,790

(7) 高齢者温泉無料開放事業

[現状と課題]

70歳以上の方に西郷村温泉健康センターちゃぼランド西郷の「高齢者無料証明書」を発行していましたが、令和2年(2020年)4月以降の休館により、高齢者無料証明書の発行は中止している状況です。

[今後の取組]

事業については、今後村全体で検討していく課題となります。各課との連携を図りながら事業継続の検討をしていきます。

■ 高齢者温泉無料開放事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
無料証明書発行枚数(枚)	304	1,062	976	—	—	—

(8) 軽度生活援助事業

[現状と課題]

65歳以上で介護保険対象外の方に、訪問介護員を派遣し家事援助サービス(室内の整理・整頓、外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類等の日干し、その他軽微な援助)を提供しています。

ニーズ調査では約250の方が今後利用したいと回答しています。利用者数が増えた場合、現在の指定事業所のみでは事業対応できなくなるのが課題となります。

[今後の取組]

引き続き、西郷村包括支援センターや西郷村トータルサポートセンターの訪問時に広報・周知し、高齢者の日常生活の支援を行います。

また、新たな指定事業所での事業実施も検討していきます。

■ 軽度生活援助事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	10	7	4	5	6	7
延べ利用回数(回)	159	138	140	145	150	155

2. 敬老事業

(1) 敬老祝金

[現状と課題]

毎年「敬老の日」に合わせて 5,000 円の敬老祝金を支給しています。対象者は、9 月 15 日を基準日とし、1 年以上村に居住し、住民登録をしている満 75 歳以上の方です。支給方法は、口座振替となっています。高齢者の増加に伴います費用が増加してきます。年齢や金額などについて検討する余地があります。

[今後の取組]

「西郷村敬老事業検討委員会」の提言を受け、令和 5 年度より支給対象年齢、支給金額等の見直しを検討していきます。

■ 敬老祝金

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
敬老祝金支給額 (千円)	10,475	10,760	10,860	11,755	13,170	12,383

(2) 百歳高齢者賀寿

[現状と課題]

100 歳の誕生日を迎えられた方に、祝状及び百歳賀寿祝金を贈呈しています。

[今後の取組]

引き続き、100 歳の誕生日を迎えられた方に、祝状及び百歳賀寿祝金を贈呈します。

■ 百歳高齢者賀寿

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支給対象件数 (件)	1	1	4	6	5	9

(3) 敬老会

[現状と課題]

「西郷村敬老事業検討委員会」の提言を受け、平成 29 年度より 80 歳以上を対象に北部と南部に分け、9 月に開催しています。

今後、出席者が増えた場合は 2 日に分けてホテル開催のスタイルでも対応が難しくなってくるのが現状です。また、出席しなかった方への不平等さがある等の意見も聞かれています。

[今後の取組]

引き続き、80 歳以上を対象に北部と南部に分け、毎年 9 月に開催します。出席率を上げるための内容等の検討も必要となります。実施方法については多様な意見があり敬老祝金のあり方も含め方向性を探っていきます。

■ 敬老会

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出席者数(人)	163	172	11	190	200	220
出席率(%)	13.61	14.64	12.67	14.64	14.81	15.7

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症に対する正しい知識の普及推進

[現状と課題]

認知症の方が安心して暮らせる村づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を村民・学校・団体向けに開催し、幅広い世代及び職種の方へ認知症について正しい知識の理解と普及啓発を推進するとともに、地域の見守りの強化を図っています。

また、世界アルツハイマー月間等を通して認知症に関する広報活動を行っています。しかしながら、認知症への興味・関心がない方達への普及啓発が難しい状況にあります。

[今後の取組]

引き続き、認知症サポーター養成講座を開催していきます。学校向けのサポーター養成講座については、教育委員会や各学校と連携を取りながら、中学1年生を対象に毎年開催を行います。また、企業向けにも認知症サポーター養成講座を開催し、地域や職場での認知症に関する正しい知識の理解と普及啓発を行います。

認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための取組を推進します。

世界アルツハイマーデー及び月間に伴う認知症への理解促進や相談先の周知のために、普及啓発活動を行います。

また、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に記されている認知症ケアパスを積極的に啓発します。

■ 普及啓発等

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数(人)	450	860	1,040	1,540	2,100	2,600
認知症サポーターステップアップ講座の開催(回)	—	—	0	1	1	2
アルツハイマー月間に伴う普及啓発活動(回)	—	—	1	1	1	1

(2) 認知症の早期発見や見守り体制整備

[現状と課題]

村民の方に対し、認知症カフェや普及啓発活動で認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームについての役割や認知症の相談先を周知することにより、認知症の初期段階でも早期発見につながるネットワーク構築と地域における交流の場として体制を整備しています。

また、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの方の地域の見守りの強化を図っています。更なる普及啓発や見守り体制の強化が課題となっています。

[今後の取組]

認知症カフェやその他相談先にて認知症に関する高齢者や家族の相談があった際に、認知症初期集中支援チームや認知症ケアパス等を活用しながら関係機関と連携し、適切な支援を行います。

また、認知症サポーターを養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、認知症の方やその家族のニーズに合った支援に取り組んでいきます。

今後においても、認知症の方が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、見守り・搜索システム等の構築に取り組んでいきます。

■ 見守り体制の整備

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チームオレンジの構築(回)	—	—	0	0	1	2
見守り・搜索システムの導入(件)	—	—	0	0	1	1

(3) 認知症の予防

[現状と課題]

認知症の方やその家族、地域の方が気軽に情報交換できる場や認知症になったとしても、変わらずに安心して通える場を目指し、社会参加に認知症カフェの設置を行っていますが、気軽に参加できる雰囲気づくりや、開催場所の増加について課題となっています。

[今後の取組]

運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や、役割の保持等が認知症の予防に効果があるとされています。そのため、地域ごとの認知症カフェの設置に取り組んでいきます。

■ 認知症の予防

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ(設置数)	0	1	1	1	2	3

4. 高齢者の権利擁護の推進

(1) 権利擁護に関する取組の充実

[現状と課題]

高齢者の人権や財産等の権利を守る「権利擁護」については、高齢者の増加が見込まれる昨今において重要テーマとなっており成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害などの対応について相談件数も多く年々増加しています。

近年、高齢化や核家族化の進展により、高齢者の方の様々な困難事例が増加している状況です。

[今後の取組]

地域住民や、民生児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。令和3年度より西郷村地域包括支援センター内に西郷村成年後見支援センター（中核機関）を設置し、認知症高齢者等の支援を強化する体制を整備します。

- (ア) 成年後見制度の活用促進（西郷村成年後見支援センター設置）
- (イ) 老人福祉施設等への措置の支援
- (ウ) 高齢者虐待への対応
- (エ) 困難事例への対応
- (オ) 消費者被害への対応

■ 権利擁護事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の活用促進（件）	4	8	6	6	7	8
高齢者虐待への対応（件）	8	23	6	0	0	0
困難事例への対応（件）	10	50	40	40	40	40
その他権利擁護相談件数（件）	13	3	10	10	10	10

(2) 虐待防止への取組の推進

[現状と課題]

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を推進するため、高齢者の生活支援等の業務に携わる関係機関、団体等が相互に連携を図り、虐待の早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、西郷村高齢者虐待ネットワーク委員会を設置しています。また、個別案件については村と包括支援センターが連携し取り組んでいます。

[今後の取組]

高齢者虐待は問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援を開始することが重要です。

地域住民への普及啓発、相談・対応窓口の周知をはじめ、関係機関で組織する委員会と

の連携体制の強化を図り、地域社会全体での虐待防止体制の構築を推進します。今後、委員会の開催内容としては実績報告等を踏まえて実施していきます。

■ 虐待防止

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
虐待防止ネットワーク委員会の開催 (回)	0	0	1	1	1	1

5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

[現状と課題]

65 歳以上の高齢者の方もしくは 40 歳以上 65 歳未満で介護認定を受けている方であって、世帯の主たる生計維持者が児童手当所得制限以下の方に対して、手すりの取り付け、段差解消等の住宅改修資金の助成を行っています。

対象者に助成をし、自立と在宅福祉の向上を図り、住み慣れた住宅で安心して生活を送れるよう努めました。また、工事着手前と竣工時に検査し、適正に事業を行っています。

また、平成 30 年（2018 年）8 月より介護保険法の利用者負担額の改正により、所得に応じて 1 割、2 割、3 割負担となりました。本事業においても、介護認定を受けている方については所得に応じた負担割合となる改正を行っています。介護認定を受けていない方については自己負担 1 割のままであったため、不公平が生じていました。西郷村第 8 次高齢者保健福祉計画において策定委員会より是正の提言を受け、介護保険制度との調整を図る意味で、令和 2 年度（2020 年度）に要綱の一部改正を行い、介護認定を受けていない方の負担割合を 2 割と改正しました。

[今後の取組]

平成 30 年度（2018 年度）より、本事業と介護保険住宅改修の両事業対象者の場合、介護保険住宅改修を優先しています。

また、平成 30 年（2018 年）8 月より介護保険法の利用者負担額の見直しにより、所得に応じて 1 割、2 割、3 割負担となったため、本事業においても自己負担額の見直しを検討していきます。

■ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅改修件数 (件)	36	40	30	34	38	42
住宅改修費 (千円)	3,649	3,952	3,000	3,000	3,400	3,800

(2) 災害時における体制整備

① 災害時要援護者支援事業

[現状と課題]

災害対策基本法第49条の10第1項の規定及び西郷村地域防災計画により、避難行動要支援者名簿の作成(更新)と名簿情報の関係機関への情報提供が義務付けられています。

名簿の作成及び情報提供は防災課で行っており、健康推進課は75歳以上の高齢者のみ世帯の情報提供と介護認定者情報の提供を年2回行っています。

介護認定者では、住所を他市町村から異動せず施設に入所している方もいるため、実態と一致しない等の問題や、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿に登録されている方の個人ごとの避難支援計画(以下「個別計画」という)の策定を進める必要があります。

[今後の取組]

75歳高齢者数及び介護認定者数は増加しており、今後は、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、一層の情報の共有を図り、名簿の作成(更新)と名簿情報の関係機関への情報提供に努めます。さらには、名簿に登録されている方の個別計画の策定にも取り組みます。

■ 災害時要援護者支援事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
75歳以上高齢者独居及び高齢者のみ世帯情報提供回数(回)	2	2	2	2	2	2
介護認定者情報提供回数(回)	2	2	2	2	2	2

② 連絡体制等の整備

[現状と課題]

村では、災害時における避難行動要支援者名簿の作成(更新)と、警察署・村社会福祉協議会・行政区・民生児童委員等関係機関への名簿情報の提供を行っていますが、実効性のある連絡体制及び避難体制の整備には至っていません。

[今後の取組]

上記関係機関と災害時における実効性のある連絡体制の整備を図ります。また、避難支援計画(個別計画)の策定に取り組み、上記関係機関と連携した避難体制の確立に努めます。

■ 連絡体制等の整備

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係機関との連携会議(回)	—	—	—	1	1	1

高齢者福祉の充実
基本目標3

(3) 感染症対策に係る体制整備

[現状と課題]

新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が出現し、感染症に対する体制整備の構築が求められています。特に介護保険施設や事業所等では、重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が懸念されています。今後、新しい生活様式での感染症予防対策ができるよう、平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保及び関係機関との連携に向けた体制整備が急務となります。

[今後の取組]

介護保険施設や事業所等に対して、マスクや消毒液、その他感染症対策に必要な物資を備蓄しているかを定期的に確認し、感染症発生時においてもサービスが継続できるよう、周知を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症等に対して正しい知識と技術で業務に当たることができるよう研修を促すとともに、感染拡大時には村及び関係機関と連携・支援できるよう体制整備を構築していきます。

■ 感染症対策に係る体制整備

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険事業所の備蓄 (%)	—	—	—	100	100	100

基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進

1. 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険サービス基盤整備

[現状と課題]

高齢者の増加とともに、介護サービスを必要とする要介護者も増えています。村の介護サービス事業所や施設だけでは十分といえず、近隣市町村にも頼らざるを得ない状況です。

[今後の取組]

介護サービスの増大を見据え、既存事業所、施設の有効活用をはじめ、本村に隣接する地域の事業所、施設整備状況を踏まえ、必要なサービスを供給するための基盤整備に努めます。認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホームについて検討していきます。

■ 施設の整備

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特別養護老人ホームの整備(箇所)	0	0	0	0	0	1
認知症グループホームの整備(箇所)	2	2	2	2	2	3

(2) 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言

① 居宅支援事業者への支援

[現状と課題]

ケアマネ会議等で勉強会や指導・助言を行いケアマネジャーの資質の向上に努めていきました。実地指導については、地域密着事業所4件について行いましたが居宅介護支援事業所については実施に至りませんでした。

[今後の取組]

平成30年度(2018年度)より居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に委譲されていますので、今後、居宅介護支援事業所の実地指導を計画的に実施いたします。

実施により、介護保険制度の目的に沿って適正に運営されているか、村の主体的なチェック機能を一層強化します。

また、引き続き定期的な勉強会の機会の提供と、随時相談受付・指導を行い、居宅支援事業者及び所属ケアマネジャーの資質向上に努めます。

■ 居宅支援事業者への支援

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援事業所への実地指導(件)	2	0	2	2	2	2

②地域密着型サービス事業所への支援

[現状と課題]

地域密着型サービス事業所は、村が指定している事業所であるため、定期的な西郷村地域密着型サービス運営委員会を開催し、運営についての評価を行っています。

実地指導については、令和2年度（2020年度）は4か所を実施しました。介護報酬が適正に請求されているか、事業所運営が健全に行われているか調査し、必要な指導を行いました。

[今後の取組]

今後とも計画的に地域密着型サービス運営委員会の開催と、実地指導の実施に取り組んでいきます。

■ 地域密着型サービス事業所への支援

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型サービス運営委員会の開催（回）	2	1	2	2	2	2
地域密着型サービス事業所への実地指導（件）	1	1	1	1	1	1

2. 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護給付適正化に向けた取組の推進

[現状と課題]

介護給付適正化事業の主要5事業（ケアプランの点検、介護給付費の通知、認定調査状況の確認、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合）を実施しています。

特にケアプランの点検及び介護給付費の通知に重点を置き、利用者の自立支援や介護給付の適正化につながるよう支援しています。ケアプランの点検については、例外給付や自立支援会議での事例を行っています。

[今後の取組]

引き続き主要5事業を実施します。特にケアプランの点検及び介護給付費の通知に重点を置き、自立を目指した適切な介護サービスの受給につながるよう支援します。

今後も実地指導における点検の機会を設け、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。

■ 介護給付適正化に向けた取組の推進

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
例外給付に係るケアプランの点検率（％）	—	—	100	100	100	100
介護給付費の通知送付率（％）	—	—	100	100	100	100

(2) 低所得者対策の推進

[現状と課題]

介護保険料については、国の制度を利用し、低所得層の方への軽減を行っています。また、社会福祉法人等利用者負担軽減事業を実施しており、低所得者で、実施事業所として県へ登録している社会福祉法人等が実施している介護保険サービスを利用している方を対象に、負担軽減確認証を発行しています。この事業は、軽減対象者にサービスを提供している社会福祉法人等が利用者の負担を、サービスの種類に応じて軽減を行う事業です。

しかしながら、制度の理解と周知、対象者の把握が困難なことにより、対象になるべき人が申請していないといった課題があります。

[今後の取組]

引き続き低所得者層への介護保険料の軽減を行い、対象者の生活安定を図ります。

また、社会福祉法人等利用者負担軽減事業を実施するに当たり、社会福祉法人等との連携を深め、本事業の対象となるべき方を早期に発見し、社会福祉法人等への協力依頼や施設利用者への本事業制度の周知にも努め、対象者の負担軽減を行います。

■ 生活困難者に対する利用者負担軽減措置事業

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者軽減件数(人)	13	10	10	10	12	14
低所得者の介護保険料の軽減(人)	504	1,122	1,007	1,200	1,300	1,400

第5章 成年後見人制度利用促進計画

1. 計画策定の趣旨

本村をはじめ、日本全国において高齢化が進み、結果として認知症高齢者の数も年々増加し、今後もこの傾向が続くと推測されます。また、知的障がい者、精神障がい者も増加する傾向にあるため、判断能力が衰えた方に対する財産や不動産の管理が課題となっています。

国では、平成12年（2000年）、障がいのある方も家庭や地域社会で暮らし、本人の財産と権利を守るために、「成年後見人制度」が始まりました。この「成年後見人制度」は、「ノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重」の理念が掲げてあります。

国では、更に成年後見制度の利用を促進するため、平成29年（2017年）3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。市町村には、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本章は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付けます。

2. 権利擁護事業の実施

本村では、西郷村成年後見支援センターを中核機関とし、高齢者に対する身体的虐待を防ぎ、経済的に困難な状況にある高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう支援を行うとともに、成年後見制度の利用支援や啓発・周知などを行います。

①成年後見制度の活用促進

地域包括支援センター等と連携し、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。

②老人福祉施設等への措置の支援

虐待や経済的な理由により、在宅生活が困難となった場合に、老人福祉施設等に対して、措置入所を行います。

また、日頃より、地域住民、西郷村社会福祉協議会と連携し、社会的困難な状況にある高齢者の早期発見に努めます。

③高齢者虐待への対応

地域住民、病院、警察、介護事業所等の関係機関と連携し、虐待の事例が発見された場合には、早期に対応できる仕組みを構築します。

また、各機関と連携して高齢者虐待防止の啓発にも取り組みます。

④困難事例への対応

高齢者の虐待防止など困難な事例が報告された際には速やかに対応するとともに、困難事例を未然に防ぐ取組に努めます。

⑤消費者被害への対応

判断能力が不十分な状態にある高齢者は、詐欺などの被害にあう可能性もあります。そのため、警察や西郷村社会福祉協議会などと連携して、詐欺被害の発生の防止に努めます。

第6章 介護保険事業の見込み

1. 第1号被保険者数・認定者数

(1) 住所地特例対象施設・適用除外施設について

これらの施設は介護保険と整合性を図るため、介護保険法第13条に住所地特例施設として、また、介護保険施行法第11条第1項に適用除外として取り扱う旨の規定がされています。そのため、他市町村からの入所者は「住所地特例施設・適用除外施設入所者」として取り扱われ、本村の被保険者とはならない規定となっています。しかし、障がい者のグループホームから介護申請につながる場合は施設のある住所地が保険者となる点や障がい者支援施設のうち生活介護を行うものだけが適用除外扱いという点など課題が残っています。

根拠法令	施設の種類	施設名	定員
障害者総合支援法に基づく 支援施設	適用除外施設	福島県きびたき寮	80人
	適用除外施設	福島県ひばり寮	100人
	適用除外施設	福島県けやき荘	80人*
	適用除外施設	福島県かしわ荘	80人*
	適用除外施設	福島県かえで荘	100人
	適用除外施設	さざなみ学園	80人
生活保護法を根拠とする救護施設	適用除外施設	福島県からまつ荘	110人
介護保険法に基づく 介護老人福祉施設	住所地特例施設	福島県やまぶき荘	100人
	住所地特例施設	福島県さつき荘	100人
介護老人保健施設	住所地特例施設	ニコニコリハビリ	100人
全体の入所者数			約930人

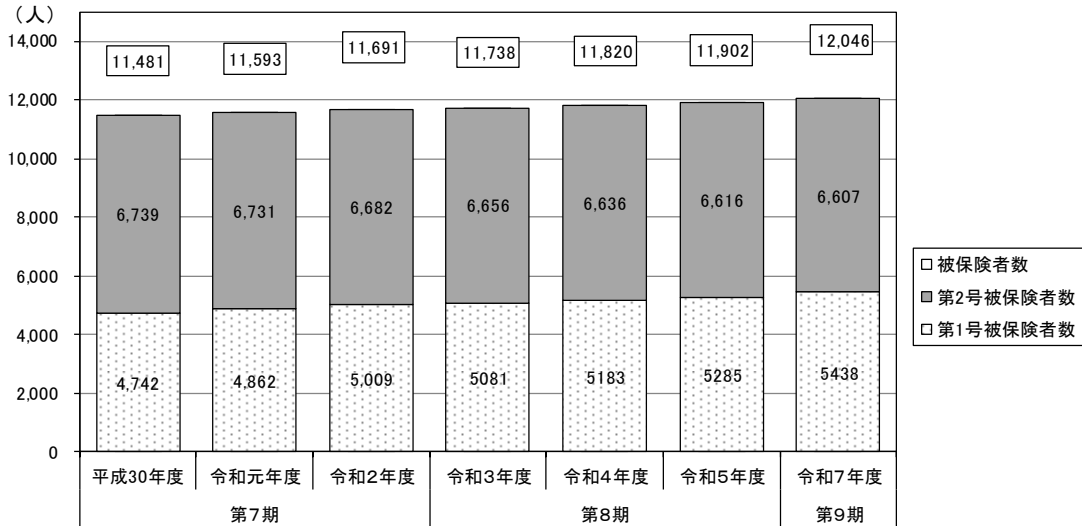
※平成30年4月1日以降

(2) 被保険者数の見通し

65歳以上の第1号被保険者数は、年々増加傾向にあり、第8期の3年間を通じて5,000～5,200人程度で推移する見通しです。

40～64歳の第2号被保険者数は、6,600～6,700人程度で推移するとみられ、第9期の令和7年度（2025年度）については6,607人程度になるものと見込まれます。

被保険者数



※資料:村集計(各年9月末日時点)
推計は、福島県資料より作成

(単位:人)

	第7期			第8期			第9期	変化率※ (第8期/第7期)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
被保険者数	11,481	11,593	11,691	11,738	11,820	11,902	12,046	102.0%
第1号被保険者数	4,742	4,862	5,009	5,081	5,183	5,285	5,438	106.4%
第2号被保険者数	6,739	6,731	6,682	6,656	6,636	6,616	6,607	98.8%

※変化率は、第7期3年間の平均を第8期3年間の平均で除した値

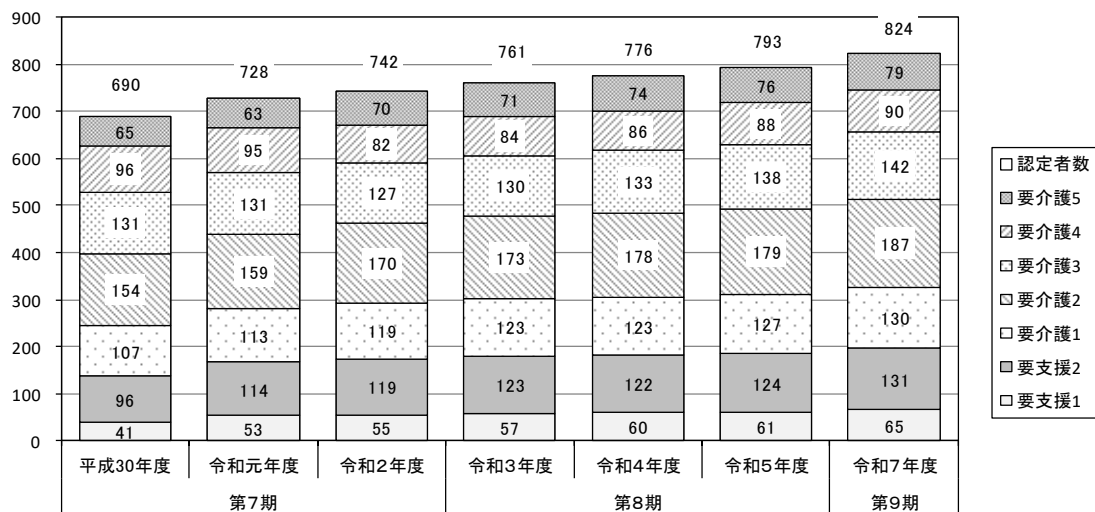
※資料:村集計(各年9月末日時点)
推計は、福島県資料より作成

(3) 要介護・要支援認定者等の推計

認定者数については、緩やかに増加し、現状(令和2年度)の742人から令和5年度には793人にまで増加するものと見込まれ、第8期の認定者数は第7期に比べ約8%増加することになります。

認定率も、第7期の令和2年度の14.8%から令和5年度には15.0%と増加し、令和7年度の15.2%にまで増加するものと見込まれます。

(人) **認定者数**



資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末日時点)
推計は、「見える化システム」による

※認定者数は、第2号被保険者を含む
※認定率は、第2号被保険者を除く

第6章 介護保険事業の見込み

(単位：人)

	第7期			第8期			第9期	変化率※ (第7期/第6期)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
認定者数	690	728	742	761	776	793	824	107.9%
要支援1	41	53	55	57	60	61	65	119.5%
要支援2	96	114	119	123	122	124	131	112.2%
要介護1	107	113	119	123	123	127	130	110.0%
要介護2	154	159	170	173	178	179	187	109.7%
要介護3	131	131	127	130	133	138	142	103.1%
要介護4	96	95	82	84	86	88	90	94.5%
要介護5	65	63	70	71	74	76	79	111.6%
認定率	14.6%	15.0%	14.8%	15.0%	15.0%	15.0%	15.2%	101.4%

※認定率は第1号被保険者数に対する比率

※変化率は、第6期3年間の平均を、第7期3年間の平均で除した値

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日時点）

推計は、「見える化システム」による

※認定者数は、第2号被保険者を含む

※認定率は、第2号被保険者を除く

2. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第8期保険料

本村の保険料は以下のとおりとします。さらに、図表1に示した所得段階の負担割合によって、個人の保険料額が決定されます。

※ 各段階別基準年額 = 5,700円（基準月額） × 12か月 × 各段階別の割合

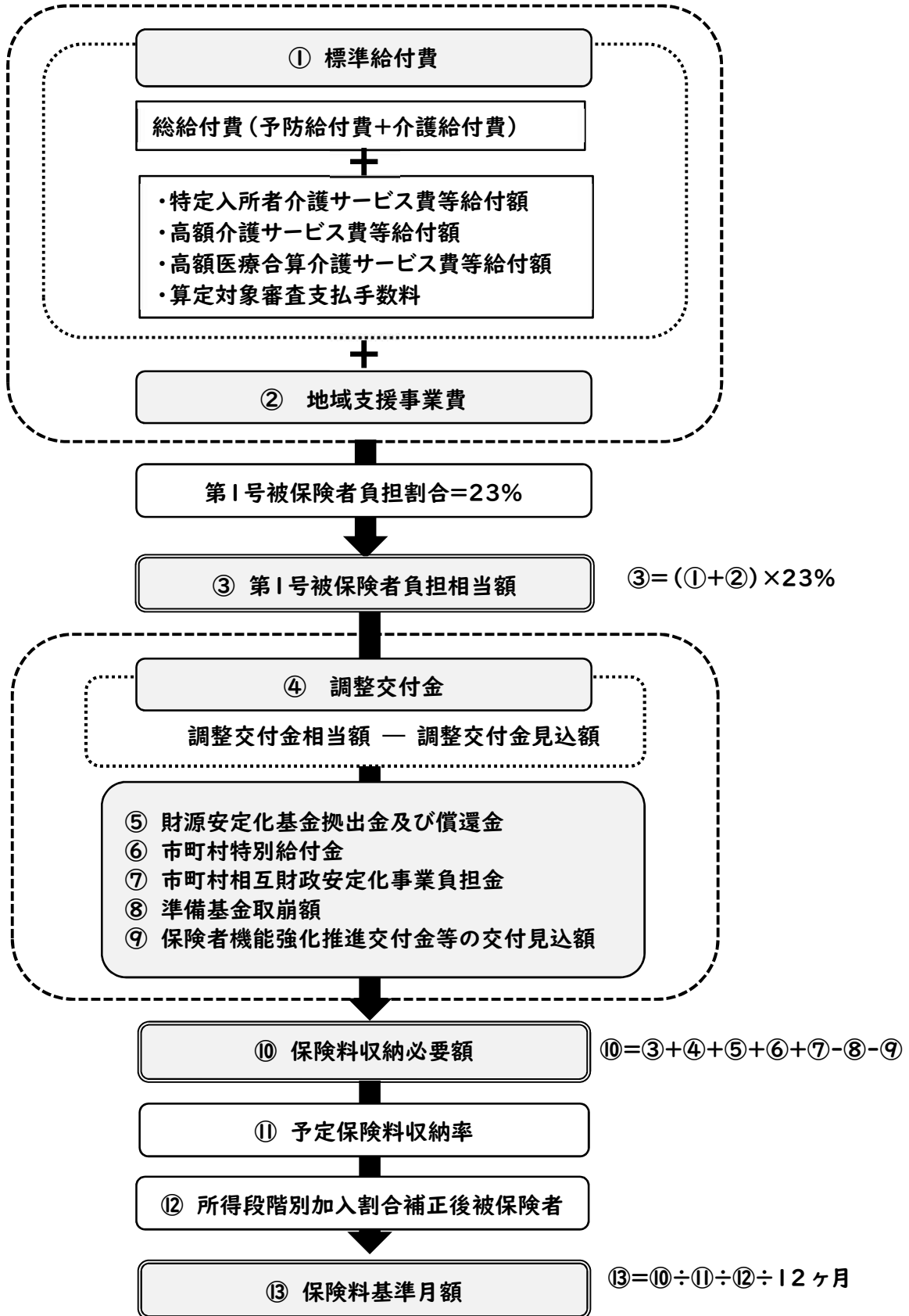
- ①本村では、第7期計画同様、国が示す基準段階「第9段階」から「第10段階」を追加し、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。
- ②利用料の軽減は、特定入所者介護サービス費による負担限度額（日額）が設けられています。また、負担額の上限を超えた場合には「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」として介護保険及び医療保険などから給付されます。
- ③低所得者の利用者負担軽減措置事業として、国、県、村、社会福祉法人等が負担しています。

表1 各所得段階の対象者と基準額に対する割合

区分	対象者	料率	月額が目安 (円)	年額 (円)
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.3	1,720	20,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と 合計所得額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.5	2,850	34,200
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と 合計所得額の合算額が120万円を超える方	0.7	4,000	47,900
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税 で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万 円以下の方	0.9	5,130	61,500
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税 で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万 円を超える方	1.0 (基準額)	5,700	68,400
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 未満の方	1.2	6,840	82,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 以上210万円未満の方	1.3	7,410	88,900
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円 以上320万円未満の方	1.5	8,550	102,600
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円 以上400万円未満の方	1.7	9,690	116,200
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円 以上の方	1.9	10,830	129,900

※第1段階、第2段階、第3段階は、国の低所得者保険料軽減措置後。

(2) 介護保険料の算出の手順



3. 保険料算出の詳細

(1) サービス別利用者数

第8期計画期間におけるサービス見込み量の推計については、第1号被保険者数と要介護等認定者数の推計を行った後に、平成30年(2018年)から令和2年(2020年)10月利用分までの国保連合会データをもとに、国の「見える化」システムの将来推計を使用し算出しています。

① 予防サービス利用者数等

		実績	推計			
		第7期	第8期			第9期
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問看護	利用者数 [人/月]	0	1	1	1	1
	利用回数 [回/月]	0	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数 [人/月]	3	4	4	4	4
	利用回数 [回/月]	23	29	29	29	29
介護予防居宅療養管理指導	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	利用者数 [人/月]	9	11	11	12	12
介護予防短期入所生活介護	利用者数 [人/月]	0	1	1	2	2
	利用回数 [日/月]	0	3	3	6	6
介護予防短期入所療養介護(老健)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
	利用回数 [日/月]	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
	利用回数 [日/月]	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
	利用回数 [日/月]	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	利用者数 [人/月]	50	52	53	55	57
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数 [人/月]	0	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	利用者数 [人/月]	1	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数 [人/月]	1	1	1	1	1
	利用回数 [回/月]	3	4	4	4	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 [人/月]	3	4	4	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	利用者数 [人/月]	53	55	56	58	60

※ 1月当たりの利用者数、令和2年は見込み

資料：令和3年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

第6章 介護保険事業の見込み

②介護サービス利用者数等

		実績	推計			
		第7期	第8期			第9期
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	利用者数 [人/月]	96	106	111	114	114
	利用回数 [回/月]	1,665	1,917	2,043	2,081	2,044
訪問入浴介護	利用者数 [人/月]	12	14	14	15	15
	利用回数 [回/月]	55	52	52	56	56
訪問看護	利用者数 [人/月]	25	34	35	36	35
	利用回数 [回/月]	122	202	207	214	208
訪問リハビリテーション	利用者数 [人/月]	16	20	21	22	22
	利用回数 [回/月]	232	174	183	195	195
居宅療養管理指導	利用者数 [人/月]	8	6	6	6	6
通所介護	利用者数 [人/月]	152	163	170	174	177
	利用回数 [回/月]	1,607	1,656	1,725	1,768	1,800
通所リハビリテーション	利用者数 [人/月]	152	163	170	174	177
	利用回数 [回/月]	279	268	275	282	282
短期入所生活介護	利用者数 [人/月]	51	56	59	61	61
	利用回数 [日/月]	792	647	686	707	698
短期入所療養介護(老健)	利用者数 [人/月]	5	8	8	8	8
	利用回数 [日/月]	37	78	78	78	78
短期入所療養介護(病院等)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
	利用回数 [日/月]	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
	利用回数 [日/月]	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	利用者数 [人/月]	212	211	221	227	229
特定福祉用具購入費	利用者数 [人/月]	2	2	2	3	4
住宅改修費	利用者数 [人/月]	2	4	4	4	4
特定施設入居者生活介護	利用者数 [人/月]	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数 [人/月]	5	7	7	7	8
	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	利用者数 [人/月]	35	38	39	42	41
	利用回数 [回/月]	329	374	382	416	402
認知症対応型通所介護	利用者数 [人/月]	2	3	3	3	3
	利用回数 [回/月]	19	28	28	28	28
小規模多機能型居宅介護	利用者数 [人/月]	22	25	26	26	27
認知症対応型共同生活介護	利用者数 [人/月]	36	36	36	54	54
地域密着型特定施設入居者 生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	利用者数 [人/月]	86	98	101	126	136
介護老人保険施設	利用者数 [人/月]	47	46	49	52	55
介護医療院	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	利用者数 [人/月]	316	309	321	329	335

※1月当たりの利用者数、令和2年は見込み

資料：令和3年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

(2) サービス別給付費

① 予防給付費

(単位：千円)

	実績	推計			
	第7期	第8期			第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	106	106	106	106
介護予防訪問リハビリテーション	948	1,173	1,174	1,174	1,174
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	4,692	5,340	5,343	5,829	5,829
介護予防短期入所生活介護	0	239	239	477	477
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,448	3,366	3,427	3,564	3,686
特定介護予防福祉用具購入費	0	361	361	361	361
介護予防住宅改修費	718	693	693	693	693
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	332	322	322	322	322
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,802	3,544	3,546	3,546	3,546
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,868	2,975	3,030	3,138	3,247
予防給付費 計	15,808	18,119	18,241	19,210	19,441

※ 1月当たりの利用者数、令和2年は見込み

資料：令和3年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

第6章 介護保険事業の見込み

②介護給付費

(単位：千円)

	実績	推計			
	第7期	第8期			第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	57,837	67,201	72,129	73,357	71,664
訪問入浴介護	7,882	7,423	7,427	8,072	8,072
訪問看護	10,182	17,043	17,661	18,103	17,494
訪問リハビリテーション	9,271	6,698	7,052	7,515	7,515
居宅療養管理指導	464	383	383	383	383
通所介護	143,718	148,960	155,623	159,471	161,743
通所リハビリテーション	29,958	27,990	28,664	29,270	29,270
短期入所生活介護	75,268	62,213	66,031	68,056	67,010
短期入所療養介護(老健)	5,610	11,012	11,018	11,018	11,018
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	36,162	34,759	36,621	37,663	37,560
特定福祉用具購入費	610	392	392	541	744
住宅改修費	1,400	2,916	2,916	2,916	2,916
特定施設入居者生活介護	2,558	2,545	2,546	2,546	2,546
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,682	12,462	12,469	12,469	14,045
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	33,892	37,248	37,979	41,912	39,798
認知症対応型通所介護	2,345	3,615	3,617	3,617	3,617
小規模多機能型居宅介護	63,497	58,986	61,930	61,930	63,436
認知症対応型共同生活介護	116,595	113,021	113,084	169,446	169,446
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	93,002	93,002
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	267,127	291,757	301,322	374,163	403,642
介護老人保健施設	159,973	152,506	161,715	171,838	181,025
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	63,035	60,279	62,731	64,382	65,333
介護給付費 計	1,096,065	1,119,409	1,163,310	1,411,670	1,451,279

※1月当たりの利用者数、令和2年は見込み

資料：令和3年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

(3) 総給付費

予防給付費と介護給付を合わせた総給費は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	実績	推計			
	第7期	第8期			第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費(千円)	1,111,873	1,137,528	1,181,551	1,430,880	1,470,720
予防給付費(千円)	15,808	18,119	18,241	19,210	19,441
介護給付費(千円)	1,096,065	1,119,409	1,163,310	1,411,670	1,451,279

資料：「見える化」システムを用いた推計値

(4) 標準給付見込額と地域支援事業費

第8期における第1号被保険者の保険料算定の基礎となる標準給付費見込額は、約39億72百万円、地域支援事業費は約2億17百万円となっています。

(単位：千円)

	第8期				第9期
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	3,749,959	1,137,528	1,181,551	1,430,880	1,470,720
特定入所者介護サービス費等給付額	142,461	49,489	45,937	47,035	49,008
特定入所者介護サービス費等給付額	180,794	58,813	60,265	61,716	64,313
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	38,333	9,324	14,328	14,681	15,305
高額介護サービス費等給付額	67,854	22,271	22,601	22,981	24,180
高額介護サービス費等給付額	68,980	22,547	23,023	23,410	24,632
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,126	275	422	429	451
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,794	2,874	2,935	2,985	3,140
算定対象審査支払手数料	3,015	985	1,006	1,023	1,076
標準給付費 計	3,972,083	1,213,148	1,254,030	1,504,904	1,548,125

資料：「見える化」システムを用いた推計値

(単位：千円)

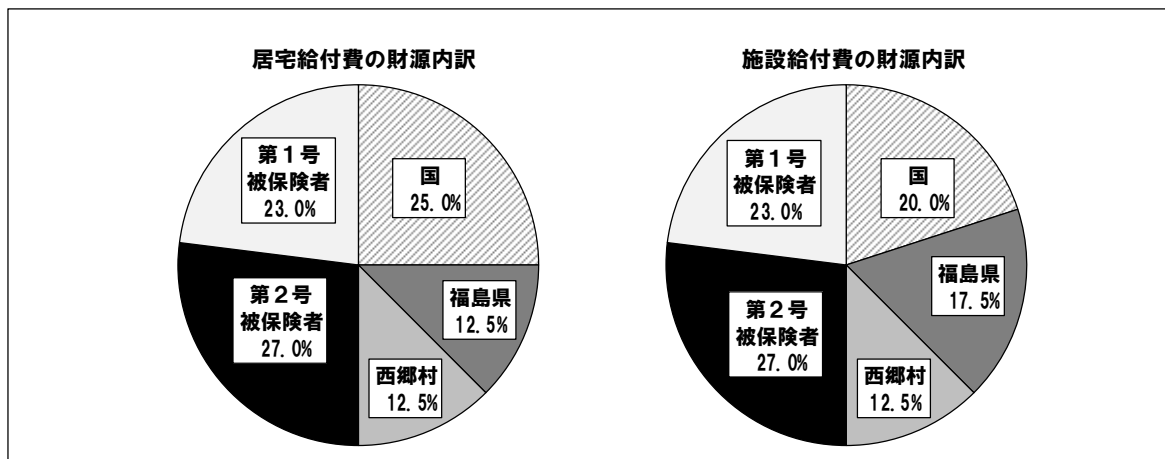
	第8期				第9期
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	115,295	37,666	38,437	39,193	38,393
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	63,735	20,821	21,248	21,666	22,280
包括的支援事業(社会保障充実分)	38,890	12,705	12,965	13,220	12,260
地域支援事業費 計	217,920	71,192	72,649	74,079	72,933

資料：「見える化」システムを用いた推計値

(5) 財源構成

「介護保険制度」は、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

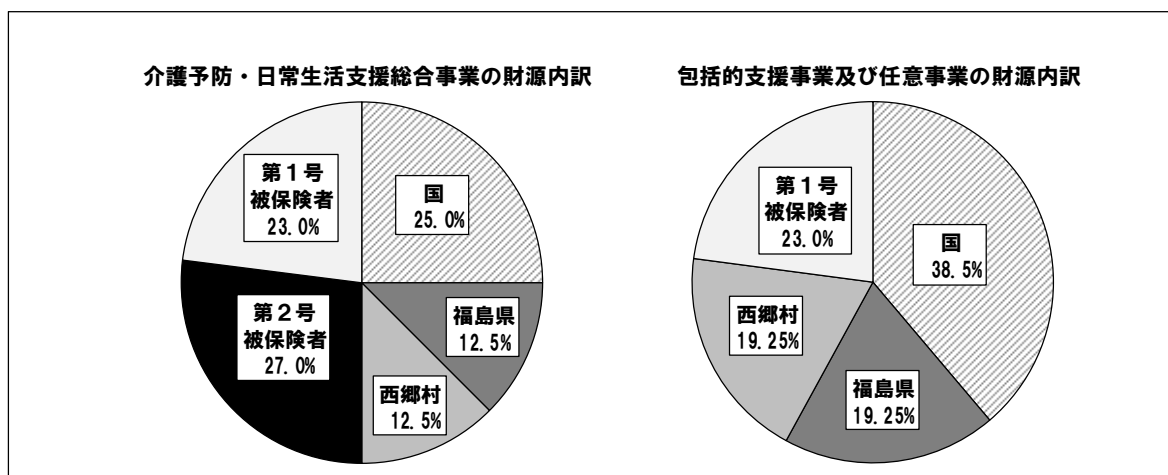
介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。



資料：厚生労働省

地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



資料：厚生労働省

(6) 保険料収納必要額

ここまでに示した標準給付見込額や地域支援事業費に、調整交付金見込額等により、保険料収納必要額を算出し、第8期においては第1号被保険者の保険料として、約10億16百万円を収納する必要があります。

第1号被保険者の保険料を試算した結果、令和3年度(2021年度)から村の保険料基準額は、5,700円と推計されます。

(単位:円)

	第8期				第9期
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付費見込額(①)	3,972,083,306	1,213,148,478	1,254,030,467	1,504,904,361	1,548,125,261
総給付費	3,749,959,000	1,137,528,000	1,181,551,000	1,430,880,000	1,470,720,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	142,461,472	49,489,438	45,936,740	47,035,294	49,008,316
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	68,980,124	22,546,612	23,023,159	23,410,353	24,631,503
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,794,315	2,874,480	2,935,236	2,984,599	3,140,284
算定対象審査支払手数料	3,014,608	985,362	1,006,184	1,023,062	1,076,480
地域支援事業費(②)	217,920,086	71,192,178	72,649,369	74,078,539	72,933,018
介護予防・日常生活支援総合事業費	115,295,026	37,665,661	38,436,617	39,192,748	38,392,740
第1号被保険者負担分相当額(③=(①+②)×23%)	963,700,780	295,398,351	305,136,362	363,166,067	379,327,637
調整交付金相当額(④=(①+②')×5%)	204,368,917	62,540,707	64,623,354	77,204,855	79,325,900
調整交付金見込額(⑥=④×各年度⑤)	49,458,000	23,265,000	16,156,000	10,037,000	0
調整交付金見込交付割合(⑤)		1.86%	1.25%	0.65%	0.00%
準備基金取崩額(⑦)	80,800,000				
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(⑧)	21,040,801				
保険料収納必要額(⑨=③+④-⑥-⑦-⑧)	1,016,770,896				351,298,118
予定保険料収納率(⑩)	96.00%				96.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,041	5,240	5,348	5,453	5,607
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(⑪)	15,483	5,058	5,162	5,263	5,412
基準保険料額(月額)(⑨÷⑩÷⑪÷12)		5,700			-

出典:「見える化」システムを用いた推計値

保険料の経緯

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
西郷村	2,650円	3,240円	3,870円	3,990円	5,500円	5,700円	5,700円	5,700円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	

4. 利用者負担の軽減

介護保険制度は、利用者が主体的に事業者を選択・決定してサービスを利用する制度です。また、サービス利用の際にはサービスに係る費用の一部を負担するほか、施設入所の場合は居住費や食費の負担などが必要となります。

介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者がサービスを選択していく上で必要となる介護保険サービスの内容や事業者に関する情報などを提供するほか、サービスの利用の際に必要な利用料などの負担軽減を行います。

(1) 居宅介護サービス費の額の特例等

災害等の特別な事情により、介護保険サービスの自己負担が困難と認めた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減します。

(2) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(3) 高額医療合算（介護予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(4) 高額障害福祉サービス等の給付等

平成30年度（2018年度）より、一定の要件を満たす方に、介護保険の自己負担分については高額障害福祉サービス給付費等で償還する制度が設けられます。福祉課と健康推進課が情報を共有し、支給は福祉課が行います。

(5) 特定入所者介護（介護予防）サービス費 ※令和3年度から制度改正あり

低所得者に対して、負担が重くならないよう介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費に対する補足給付を行います。

5. サービスの基盤整備

(1) 日常生活圏域の設定及び圏域ごとの整備計画

第6期計画以降より、日常生活圏域を北部・中部・南部の3圏域に編成しています。今後も3圏域において、地域包括ケアシステムの構築・生活支援体制整備事業に取り組んでいきます。

(2) 公的介護施設等整備計画の目的

村は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れ

た地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等に関する法律」（介護施設整備法）第3条第1項の「整備基本方針」に基づき第4条の規定により「市町村整備計画」を策定し、地域密着型サービス・介護予防拠点等の社会福祉空間を整備することを目的としています。

（3）公的介護施設等の具体的目標

本村の生活圏域、地域特性等を踏まえて3地区（北部・中部・南部）生活圏域ごとに第2層協議体を設置します。また、引き続きトータルサポートセンターを活用し、実態の把握、ニーズ調査等を行い、入所待機者等が施設で安心・安全に暮らすことができる公的介護施設にします。

地域密着型サービスでは、認知症の方の増加に伴い、サービスのニーズが増えている認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の設置を検討していきます。

また、入所待機者が多く、今後も増加していくことが見込まれるため、広域型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備に努めます。

具体的には、認知症対応型共同生活介護（1施設：2ユニット18名）と広域型介護老人福祉施設（1施設：定員120名）の整備により、現在60名程度いる入所待機者を解消していきます。

※広域型介護老人福祉施設・・・定員120名のうち村民約3割が入所する見込として推計。



(4) 現在の施設整備状況と今後の整備計画

地区	年度	特養	地域密着型サービス						福祉施設			地区別計
			小多機	GH	認DS	小特養	ケアハウス	小DS	生活支援	予防拠点	避難所	
北部	既設		1	1	1							3
	R3											
	R4											
	R5											
	R5以降											
	計			1	1	1						
中部	既設											
	R3											
	R4											
	R5	1										1
	R5以降		1									1
	計	1	1									
南部	既設	2		1								3
	R3											
	R4											
	R5			1								1
	R5以降		1			1						2
	計	2	1	2		1						
施設別計		3	3	1	1							11

- 特養・・・・・・・・・・広域型特別養護老人ホーム
- 小多機・・・・・・・・・・小規模多機能型居宅介護
- GH・・・・・・・・・・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム) 2ユニット 18床
- 認DS・・・・・・・・・・認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)
- 小特養・・・・・・・・・・小規模特別養護老人ホーム
- ケアハウス・・・・・・・・・・ケアハウス (小規模特定施設入居者介護)
- 小DS・・・・・・・・・・小規模通所介護 (18名)
- 生活支援・・・・・・・・・・生活支援ハウス
- 予防拠点・・・・・・・・・・介護予防拠点
- 避難所・・・・・・・・・・福祉避難所 (小規模特養に併設)

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画は、西郷村における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、庁内関係部署はもとより住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 庁内関係部署の連携

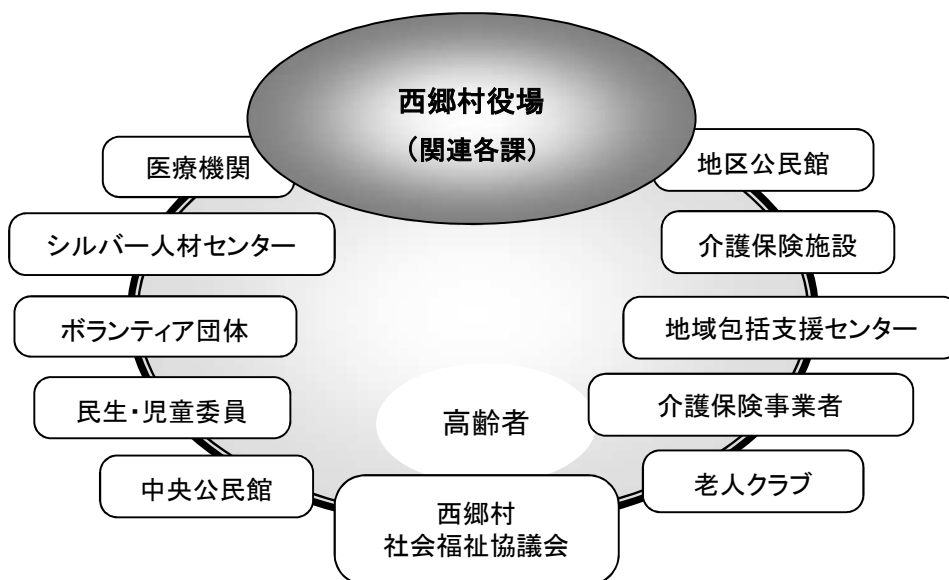
本計画に携わる部署は、庁内の組織でみると介護保険や高齢者福祉の担当課だけでなく、保健・福祉・医療・介護・道路・防災担当課など広範囲にわたっています。

このため、各部署間の綿密な情報交換と連携の下、計画の適正な推進と進行管理を行います。

(2) 関係機関・団体との連携

本計画を推進し、明るく活力ある長寿社会を築いていくためには、行政のみならず、住民や事業者、各団体等の役割も重要となります。

このため、西郷村社会福祉協議会や保健・医療・福祉機関、ボランティア団体、民間事業者、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携を強化し、役割分担と協働の下、計画を推進します。

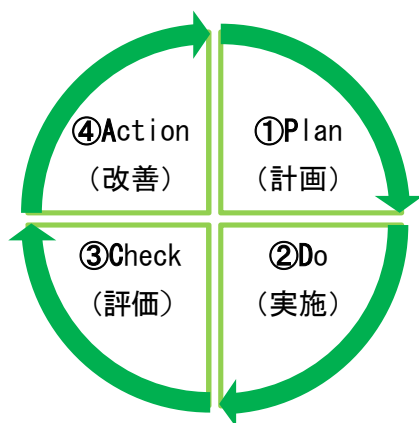


2. 計画の進捗管理

本計画の総合的かつ円滑な推進のために、計画の進捗状況を取りまとめ、「西郷村介護保険運営協議会」及び「西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会」における評価により、進行管理を行います。計画全体の総括的な管理のため、計画・実施・評価・改善によるPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して進捗状況を評価・確認することで高齢者の心身の多様な課題に対応し、事業の適正な推進に努めます。

また、要介護認定者について、保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

計画推進の母体となる地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の公正・中立性の確保並びに適切な運営を図るため、定期的に協議を開きます。



自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施
<PDCAサイクル>

- ①地域の実態把握・課題分析
- ②地域の共通目標を設定
- ③目標達成に向けた具体的な計画の策定
- ④計画に基づき、自立支援・介護予防に向けた取組を推進
- ⑤実施した施策・取組の検証

1. 西郷村介護保険条例（抜粋）

平成12年3月23日規則第2号

西郷村介護保険条例

第2章 介護保険運営協議会

（設置）

第2条 介護保険事業の円滑かつ適正な運営を図るため、西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (2) その他介護保険に係る重要事項に関すること。

（委員）

第4条 委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 識見を有する者 1名
- (2) 保健、医療、福祉関係者 4名以内
- (3) 村議会議員 2名以内
- (4) 被保険者 3名以内

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

2. 西郷村介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 23 日規則第 3 号

西郷村介護保険運営協議会規則

(目的)

第 1 条 西郷村介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関しては、法令又は西郷村介護保険条例(平成 12 年西郷村条例第 2 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委嘱)

第 2 条 委員は、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(答申)

第 5 条 会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって村長に答申するものとする。

(意見聴取)

第 6 条 協議会は、審議のため必要とするときは、村長に協議のうえ、被保険者その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議録)

第 7 条 会長は、書記に次の事項を記載した会議録を調製させ、会長が指名した 2 名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- (1) 諮問事項の表示
- (2) 開会の期日及び場所
- (3) 出席した委員の氏名及び種別
- (4) 出席した関係者等の氏名及び職業
- (5) 審議の経過
- (6) その他必要な事項

(経費)

第 8 条 協議会の経費は、毎年度西郷村介護保険特別会計予算の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

西郷村介護保険運営協議会委員名簿

	氏 名	所属名及び役職	備 考
識見を有する者 (第4条第1項第1号)	田邊 敏捷	西郷村民生児童委員協議会会長	副会長
保健、医療、福祉関係者 (第4条第1項第2号)	佐藤 健	ニューロクリニック院長	
	薄 優子	(社)福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 園長	
	木村 志津枝	(社)西郷村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業管理者	
	西坂 雄治	(社)西郷村社会福祉協議会会長	
村議会議員 (第4条第1項第3号)	鈴木 修	西郷村議会議員 (文教厚生常任委員会委員長)	会 長
	藤田 節夫	西郷村議会議員 (文教厚生常任委員会委員)	
被保険者 (第4条第1項第4号)	高瀬 初江	西郷村赤十字奉仕団委員長	
	橋場 八代子	西郷村老人クラブ連合会会長	
	辺見 勝彦	県南地域連合 (太陽の国管理センター内)	

令和2年11月1日～令和5年10月31日まで

3. 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

平成 20 年 1 月 29 日訓令第 1 号

西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、高齢者保健福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

(計画内容)

第 2 条 計画に定める事項は、次のとおりとし、西郷村総合振興計画と連動するとともに、福島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を図るものとする。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 高齢者を取り巻く環境及びサービス供給量の見込み
- (3) 計画の課題と将来像・基本方針
- (4) 施策・事業
- (5) その他高齢者保健福祉計画及び相談支援の確保に関し必要な事項

(計画期間)

第 3 条 計画期間は、介護保険事業計画に合わせるものとする。

(高齢者保健福祉計画策定委員会)

第 4 条 計画の内容について審議するため、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第 6 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する 10 名以内をもって構成する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関等に属する者
- (3) その他村長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条の任務が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 7 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(検討会)

第 8 条 第 2 条に掲げる事項の専門的な調査・研究を行い、もって委員会の円滑な運営に資

するため、検討会を置く。

2 検討会は、健康推進課職員及び関係各課の担当係長で構成する。

3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康推進課長、副委員長には委員長の指名する職員をもって充てる。

4 委員長は、検討会の業務を総括し、必要に応じて検討会を招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属名及役職	備 考
識見を有する者 (第6条第1項第1号)	金澤 隆夫	西郷村民生児童委員協議会 高齢者部会長	副 会 長
関係機関等に関する者 (第6条第1項第2号)	佐藤 健	ニコニコリハビリ施設長	会 長
	小貴 美江子	(社) 福島県社会福祉事業団 福島県やまぶき荘 次長	
	高橋 純子	(社) 福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 業務係長	
	関 千秋	福島県県南保険福祉事務所 高齢者支援チーム主査	
その他村長が必要と認める者 (第6条第1項第3号)	鈴木 勝彦	(社) 西郷村社会福祉協議会 事務局長	
	遠藤 玉美	西郷村婦人会連絡協議会 会長	
	菊地 智重	(社) 西郷村社会福祉協議会 西郷村地域包括支援センター 所長	

令和2年11月1日～令和5年10月31日まで

4. 策定の経緯

日 時	内 容
令和2年7月10日（金）	第1回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」令和2年度進捗状況について ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査結果 報告
令和2年11月12日（木）	第2回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」令和2年度進捗状況について ・「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」骨子案について
令和3年1月 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為	第3回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（素案）に対する意見聴取について
令和3年1月26日（火）～ 2月14日（木）	パブリックコメントの実施
令和3年2月19日（金）	第4回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」令和2年度進捗状況（原案）について 諮問・答申

西郷村第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

編集：西郷村 健康推進課

発行：西郷村

〒961-8061

福島県西郷村大字小田倉字上川向76番地1

TEL 0248-25-3910

URL <http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>